

土地利用規制の概要

令和2年1月

徳島県県土整備部用地対策課

本冊子の性格と利用法について

徳島県では、昭和48年に「土地利用指導要綱」を制定し、大規模な開発（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域では5千平方メートル以上、その他の地域では1万平方メートル以上）をしようとする方と事前に協議をさせていただいています。

大規模開発に際しては許認可を要する規制がいくつも重なっていることが多く、それぞれに法令等の手続が必要です。また、法令等の目的が異なっているため基準や手続も異なっており、すべての規制等について把握することには困難が伴います。

そこで、大規模開発等を計画されている方々に各種法令の規制等の概略を知っていただくことを目的に、庁内各課（室）の協力を得て本冊子を作成いたしました。

本冊子は一覧性を重視して各種法令の規制等についてそれぞれ1～2ページにまとめております。より詳しくお知りになりたいときは各欄の末尾に記載している「照会先」にお問い合わせください。

目 次

《都市地域》

1	都市計画法（開発許可関係）	1
2	都市計画法（都市計画関係）	2
3	建築基準法	3
4	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例	5
5	眉山地区の開発に関する指導要綱	6
6	都市公園法	8
7	徳島県都市公園条例	9

《農林地帯》

8	農業振興地域の整備に関する法律	10
9	農地法	11
10	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	13
11	森林法（林地開発許可関係）	14
12	森林法（保安林における制限）	15
13	徳島県豊かな森林を守る条例	17

《自然公園》

14	自然公園法・徳島県立自然公園条例	18
----	------------------	----

《環境保全》

15	自然環境保全法・徳島県自然環境保全条例	20
16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	21
17	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	22
18	騒音規制法・徳島県生活環境保全条例（騒音に係る規制）	24
19	振動規制法	25
20	環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例	26
21	土壌汚染対策法	28
22	徳島県生活環境保全条例（土砂等の埋立等に関する規制）	30
23	瀬戸内海環境保全特別措置法	31

《災害防止》

24	砂防法	33
25	地すべり等防止法	34
26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	35
27	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	36
28	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例	37

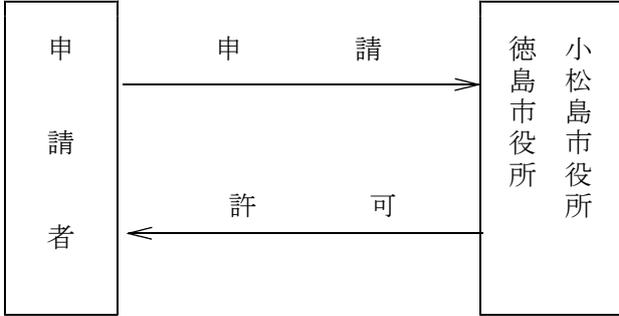
《公共物保全》		
29	河川法	3 8
30	海岸法	3 9
31	港湾法	4 1
32	漁港漁場整備法	4 2
33	道路法	4 3
34	旧法定外公共物（国土交通省所管法定外国有財産）関係法令	4 4
35	公有水面埋立法	4 5
《特定施設》		
36	大規模小売店舗立地法	4 6
37	工場立地法	4 7
《鉱物等採掘》		
38	砂利採取法	4 8
39	採石法	4 9
《文化財》		
40	文化財保護法	5 0
41	文化財の保護に関する条例	5 2
《大規模開発》		
42	徳島県土地利用指導要綱	5 3
《土地の取引規制》		
43	国土利用計画法（事後届出関係）	5 4

法令名	都市計画法（開発許可関係）〔昭和43.6.15法律第100号〕 〔改正平成29.5.12法律第26号〕			
制度の趣旨	この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（法第1条）			
開発行為の基準及び許可基準	都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域外で開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第29条第1項及び第2項）			
	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外
開発許可を要しないもの	(法第29条第1項) 1. 1,000(500)㎡未満(令19) 2. 公益上必要な建築物(令21) 3. 都市計画事業 4. 土地区画整理事業 5. 市街地再開発事業 6. 住宅街区整備事業 7. 防災街区整備事業 8. 公有水面埋立事業 9. 非常災害応急措置 10. 通常の管理行為(令22)	(法第29条第1項) 1. 農林漁業用建築物(令20) 2. 市街化区域の2から10まで	(法第29条第1項) 1. 3,000㎡未満(令19) 2. 農林漁業用建築物(令20) 3. 市街化区域の2から10まで	(法第29条第2項) 1. 1ha 未満(令22の2) 2. 農林漁業用建築物(令20) 3. 市街化区域の2,3及び8から10まで
開発許可を要するもの	■許可基準(法第33条) 1. 用途地域適合 2. 道路、公園等(令25) 3. 排水施設(令26) 4. 給水施設 5. 地区計画等 6. 公益的施設(令27) 7. 防災措置(令28) 8. 災害危険区域等(令23の2) 9. 樹木保存等(令23の3、令28の2) 10. 緑地帯等(令23の4、令28の3) 11. 輸送施設(令24) 12. 申請者の資力信用(令24の2) 13. 工事施行者の施行能力(令24の3) 14. 妨げとなる権利者の同意	■許可基準(法第33条,法第34条) 左記のほか、次の許可基準がある。 1. 公益上必要な建築物又は日常生活に必要な店舗等 2. 鉱物資源、観光資源の利用のためのもの 4. 農林水産物の処理、貯蔵、加工のためのもの 5. 特定農山村地域における農林業等活性化基盤施設 6. 県が国等と一体となって助成する中小企業の共同化等のためのもの 7. 既存工場に密接な関連を有するもので事業活動の効率化を図るもの 8. 危険物の貯蔵処理のためのもの(令29の6) 9. 市街化区域内で建築困難なもの(令29の7) 10. 地区計画等に適合するもの 11. 条例(第6条及び第7条)の基準に適合するもの 12. 条例(第8条)の基準に適合するもの 13. 既存の権利の届出を行った者が権利の行使として行うもの(令30,省令28) 14. 開発審査会の議を経て、市街化を促進するおそれがなく市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められるもの	■許可基準(法第33条) 市街化区域と同じ	■許可基準(法第33条) 市街化区域と同じ
建築する可も等のを	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認(法第37条)	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認(法第37条) 2. 建ぺい率等の制限の例外許可(法第41条) 3. 予定建築物以外の建築許可(法第42条) 4. 開発許可を受けた土地以外の土地での建築等の許可(法第43条)	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認(法第37条) 2. 建ぺい率等の制限の例外許可(法第41条) 3. 予定建築物以外の建築(法第42条)	非線引都市計画区域と同じ
照会先	県土整備部都市計画課（088-621-2596）			

法令名	都市計画法（都市計画関係）（昭和43.6.15法律第100号 改正平成29.5.12法律第26号）
制度の趣旨	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（法第1条）
都市計画施設等の区域内における建築の規制	<p>1 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 政令で定める軽易な行為</p> <p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの</p> <p>五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの</p> <p>2 第五十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。（法第53条）</p>
許可の基準	<p>都道府県知事は、第五十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること</p> <p>二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。</p> <p>イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。（法第54条）</p>
照会先	各市町都市計画担当課（権限移譲されています）

法令名	建築基準法 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;"> 昭和25.5.24 法律 第201号 改正 平成30.6.27 法律 第67号 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	昭和25.5.24 法律 第201号 改正 平成30.6.27 法律 第67号	}
{	昭和25.5.24 法律 第201号 改正 平成30.6.27 法律 第67号	}		
制度の趣旨	この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(法第1条)。			
建築物の建築等の規制	<p>(1) 確認を要する建築物 (法第6条)</p> <p>ア 新築をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定の用途に供する特殊建築物で、当該部分の床面積が200㎡を超えるもの。 ●3階以上の階を有し又は延べ床面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える木造建築物 ●2階以上の階を有し又は延べ床面積が200㎡を超える木造以外の建築物。 ●都市計画区域内又は知事が指定する区域(土砂災害特別警戒区域を含む)内における建築物。 <p>イ 増築、改築、移転をする場合 ———— 当該部分の床面積が10㎡を超える建築物について必要(但し、防火、準防火地域内では10㎡以下でも必要)</p> <p>(2) 確認を要する工作物 (令第138条)</p> <p>ア 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高さが6mを超える煙突 ○高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ○高さが4mを超える広告塔、装飾塔、記念塔等 ○高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔等 ○高さが2mを超える擁壁 <p>イ 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ○ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ○メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの <p>ウ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の用途に供する工作物で用途地域(準工業、工業、工業専用地域を除く)内にあるもの <ul style="list-style-type: none"> ・鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、レンガ、陶磁器、骨、貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ・レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの ○次の用途に供する工作物で用途地域(工業、工業専用地域を除く)内にあるもの <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りを原料とする製造 <p>エ 自動車車庫の用途に供する工作物で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独立車庫の場合 <ul style="list-style-type: none"> A > 50㎡ 第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域 A > 300㎡ 第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域 ○附属車庫の場合 <ul style="list-style-type: none"> A + B > 600㎡、ただし C ≤ 600㎡の場合 A + B > C 第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域 A + B > 3000㎡、ただし C ≤ 3000㎡の場合 A + B > C 第一種・第二種中高層住居専用地域 A + B > C 第一種・第二種住居地域 (A：自動車車庫の築造面積、B：同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の延べ面積、C：同一敷地内にある建築物の延べ面積) <p>オ 高さが8mを超えるサイロ等で飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもので、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内にあるもの</p> <p>カ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域内にあるもの</p> <p>(3) 確認を要しない建築物等</p> <p>ア 災害の場合の応急仮設建築物 (法第85条第1項)</p> <p>イ 工事用仮設建築物 (法第85条第2項)</p> <p>ウ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村建築物及び工作物 (法第18条により計画通知を要</p>			

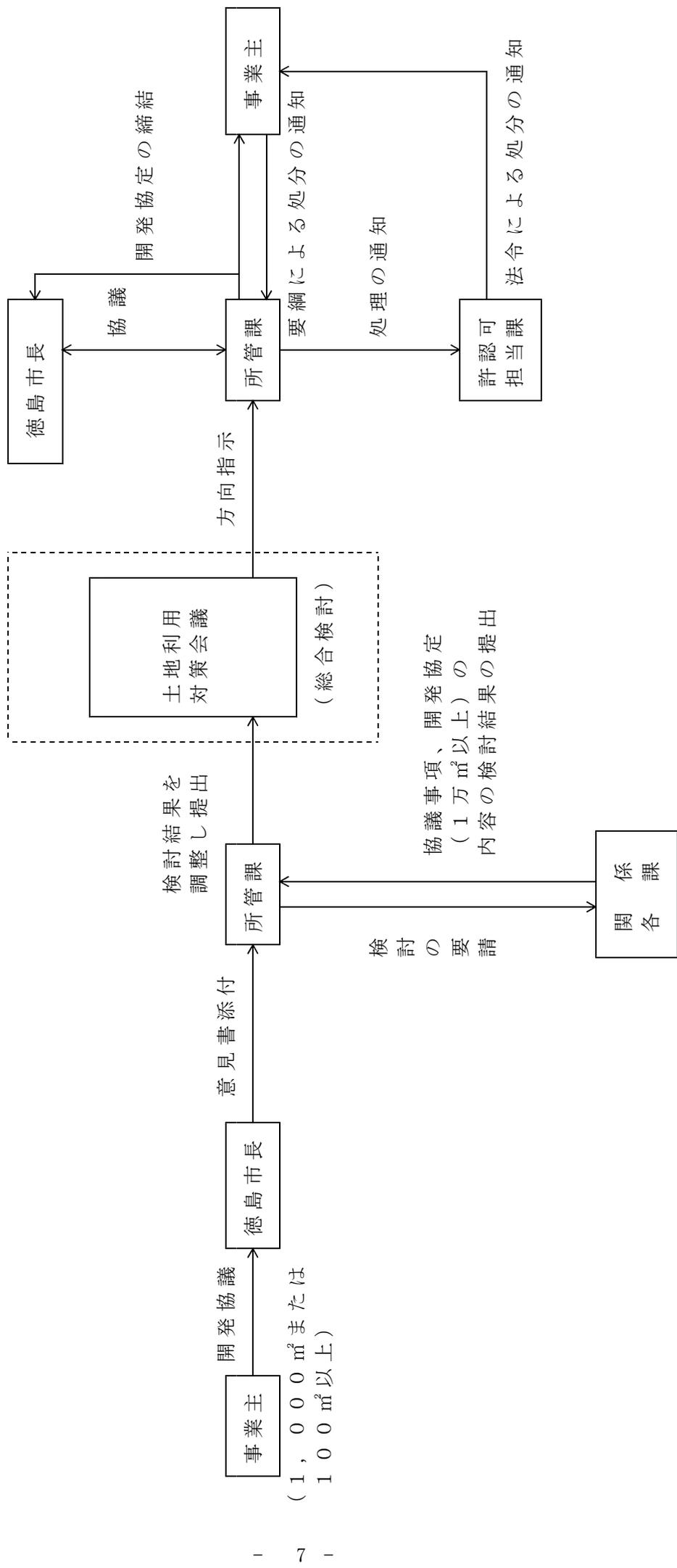
<p>建築物の建築等の規則</p>	<p>す) (4) 許可（認定・承認）を要する建築物 ア 接道義務の特例（法第43条第2項） イ 道路内建築制限の特例（法第44条第1項） ウ 壁面線を越える歩廊の柱等（法第47条） エ 用途地域内で禁止される建築物（法第48条第1項から第13項） オ 都市計画区域内において敷地の位置が未決定の卸売市場、火葬場、と蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（法第51条） カ 容積率の緩和（法第52条第10項, 第11項, 第14項） キ 建蔽率の緩和（法第53条第4項） ク 第一種, 第二種低層住居専用地域、田園住居地域内における高さの制限の緩和（法第55条第3項） ケ 日影による高さの制限を越える建築物（法第56条の2第1項） コ 特例容積率適用地区における建築物の高さ限度の緩和（法第57の4第1項） サ 高度利用地区内の不適合建築物（法第59条第1項, 第4項） シ 総合設計により容積率、高さの特例を受ける建築物（法第59条の2） ス 敷地面積の最低限に係る規制等の適用除外（法第67条第3項, 第5項, 第9項） セ 景観地区内における高さの限度等の適用除外（法第68条第1項, 第2項, 第3項） ソ 仮設興行場等（応急仮設、工事中仮設を除く）（法第85条第5項, 第6項） タ 一団の土地の一定の複数建築物に対する特例対象規定の適用等（法第86条第3項, 第4項） チ 同一敷地内認定・許可建築物以外の建築物の建築（法第86条の2第2項, 第3項） ツ 検査済証の交付を受けるまでの仮使用建築物（法第7条の6一仮使用認定）</p>
<p>確認及許可基準</p>	<p>(1) 確認基準 建築計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。 (2) 許可基準 建築許可は特定行政庁が建築計画の影響性を総合的に判断し、建築審査会の同意等を得て与えている。一応の判断基準を示すと次のとおりである。 ア 建築計画が周囲の良好な環境を害するおそれがないと認められるものであること。</p>
<p>確認及許可手続</p>	<p>建 築 主</p> <p>徳島市内全ての建築物</p> <p>(特定行政庁) 徳島市</p> <p>徳島市以外の市町村</p> <p>徳島県 (特定行政庁)</p> <p>建設地を管轄する消防署長</p> <p>建築確認申請等</p> <p>通知</p> <p>建築確認申請等</p> <p>確認・許可等通知</p> <p>確認・許可等通知</p> <p>建築審査会 (法第51条除く)</p> <p>都市計画審議会 (法第51条のみ)</p> <p>議決</p> <p>同意</p> <p>進達</p> <p>住宅課建築指導室</p> <p>公開聴聞会 (法第48条のみ)</p> <p>意見</p> <p>建築許可</p> <p>同意</p> <p>同意</p> <p>同意</p>
<p>照会先</p>	<p>県土整備部住宅課建築指導室（088-621-2595）</p>

法令名	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45. 3. 24徳島県条例第27号 改正 平成29. 4. 1徳島県条例第14号）
規制の趣旨	この条例は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、面積が10ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）内における建築等の規制に関し、必要な事項を定める。
開発行為の規制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 許可を要する行為（条例第2条第1項） <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 2. 許可を要しない行為（例示）（条例第2条第2項） <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画事業の施行として行う行為 (2) 国等で都市計画施設を管理することとなる者の都市計画該当行為 (3) 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為 (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくは、その部分の床面積の合計が10㎡以下であるもの（新築等の後の高さが10mを超えるものを除く） (5) その他 3. 適用除外（例示）（条例第3条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川法による河川の改良工事の施行又は管理に係る行為 (2) 森林法の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為 (3) 自然公園法による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為 (4) その他
許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居の新築等（条例第4条）（例示） <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の高さが10m以下であること。 (2) 建ぺい率が40%以下であること。 (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2m以上、その他の部分にあつては1m以上であること。 (4) 建築物の位置、形態及び意匠などが周辺の風致と調和し、併せて建築行為をともしない色彩の変更についても、その土地及び周辺の土地の風致と著しく不調和でないこと。 (5) 宅地の造成等に係る土地の面積が300㎡以上の場合、緑地率が20%以上であること。（300㎡未満の場合は、緑地率が10%以上であること。） (6) 1haを超える宅地の造成等により生じる切土または盛土ののり面の高さは、5m以下であること。
許可手続	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[徳島市役所] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	各市都市計画担当課（権限委譲されています）

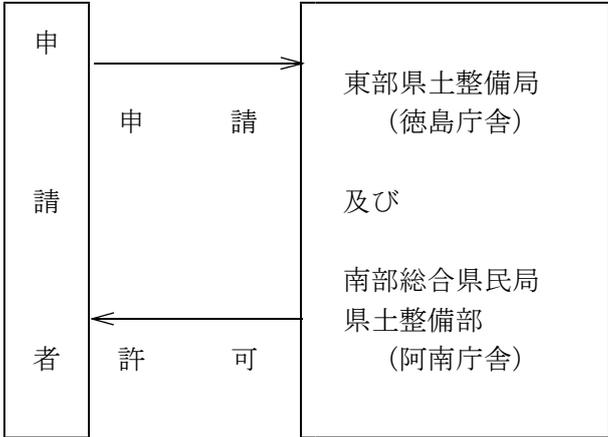
法 令 名	眉山地区の開発に関する指導要綱（昭和56. 1. 13施行）
制 度 の 趣 旨	この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、眉山地区における開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、眉山地区の無秩序な開発を防止するとともに、緑を保全し、安全で良好な地域環境の確保を図ることを目的とする。（第1条）
開発行為の規制	<p>(1) 対象区域 徳島東部都市計画眉山風致地区のうち、市街化調整区域の区域及びその周辺地域で知事の指定する区域。</p> <p>(2) 対象とする開発行為 イ 土地の形質の変更で、その規模が1,000平方メートル以上のもの ロ 木竹を伐採して行う土地の形質の変更で、その規模が100平方メートル以上のもの ハ 建築物の建築（新築に限る。）で、その規模が延べ面積500平方メートル以上かつ敷地面積1,000平方メートル以上のもの ただし、市街化区域にあっては、イ又はロに該当するもので、その規模が1,000平方メートル以上のものに限る</p>
開発行為・承認の基準	<p>(1) 道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(2) 排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(3) 水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(4) がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。</p> <p>(5) 当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。</p> <p>(6) 空地及びのり面に植栽をする等緑地の保全及び緑化の推進に必要な配慮がなされていること。</p> <p>(7) 前号各に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(8) 事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p> <p>(9) 工事施工者に当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があること。</p> <p>(10) 当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。</p>
開発承認までのフロー	別紙のとおり
照 会 先	県土整備部都市計画課（088-621-2596）

(別紙)

(開発行為の承認、開発協定の締結)



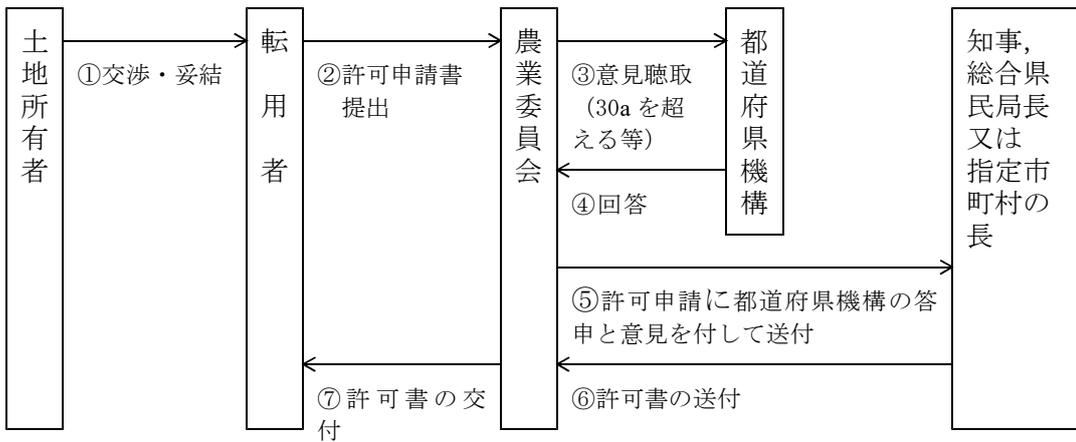
法令名	都市公園法 〔 昭和31. 4. 20. 法律第79号 改正平成29. 5. 12. 法律第26号 〕						
指定地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園 次の（１）又は（２）に該当する公園又は緑地（法第2条） （１）都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの （２）地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地 ○ 公園予定区域（法第33条） 国又は地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨が公告された後、国又は地方公共団体が土地に関する権原を取得した区域 						
規制等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。（法第32条） ○ 公園管理者（法第2条の3の規定により都市公園を管理する国土交通大臣又は地方公共団体）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、国土交通省令又は条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。（法第5条第1項） ○ 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。（法第6条第1項） 						
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第5条第1項の許可をすることができる。（法第5条第2項） （１）当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められるもの （２）当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの ○ 公園管理者は、法第6条第1項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要上やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可を与えることができる。（法第7条第1項） （１）電柱、電線、変圧塔その他 （２）水道管、下水道管、ガス管その他 （３）通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他の施設で地下に設けられるもの （４）郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 （５）非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 （６）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 （７）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物又は施設 ○ 公園管理者は、法第6条第1項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合については、法第7条第1項の規定にかかわらず、許可を与えることができる。（法第7条第2項） 						
許可手続	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">当 事 者</td> <td style="width: 50px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公 園 管 理 者</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">許 可 申 請 書</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1. 国 2. 県 3. 市町村</td> </tr> </table>	当 事 者		公 園 管 理 者	許 可 申 請 書	→	1. 国 2. 県 3. 市町村
当 事 者		公 園 管 理 者					
許 可 申 請 書	→	1. 国 2. 県 3. 市町村					
照会先	県土整備部都市計画課（０８８－６２１－２５６８）						

法令名	徳島県都市公園条例 (昭和33. 7. 8. 徳島県条例第20号 改正 平成31. 3. 27. 徳島県条例第23号)
規制の趣旨	この条例は、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の管理につき必要な事項を定めることを目的とする。(第1条)
行為の禁止	<p>都市公園においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、条例第4条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。(第3条)</p> <p>一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。 二 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。 三 土地の形質を変更すること。 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 五 立入禁止区域に立ち入ること。 六 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。</p>
行為の制限	<p>都市公園において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(第4条)</p> <p>一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 二 業として写真又は映画を撮影すること。 三 興行を行うこと。 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p>
許可の手續	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[東部県土整備局 (徳島庁舎) 及び 南部総合県民局 県土整備部 (阿南庁舎)] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	県土整備部都市計画課 (088-621-2568)

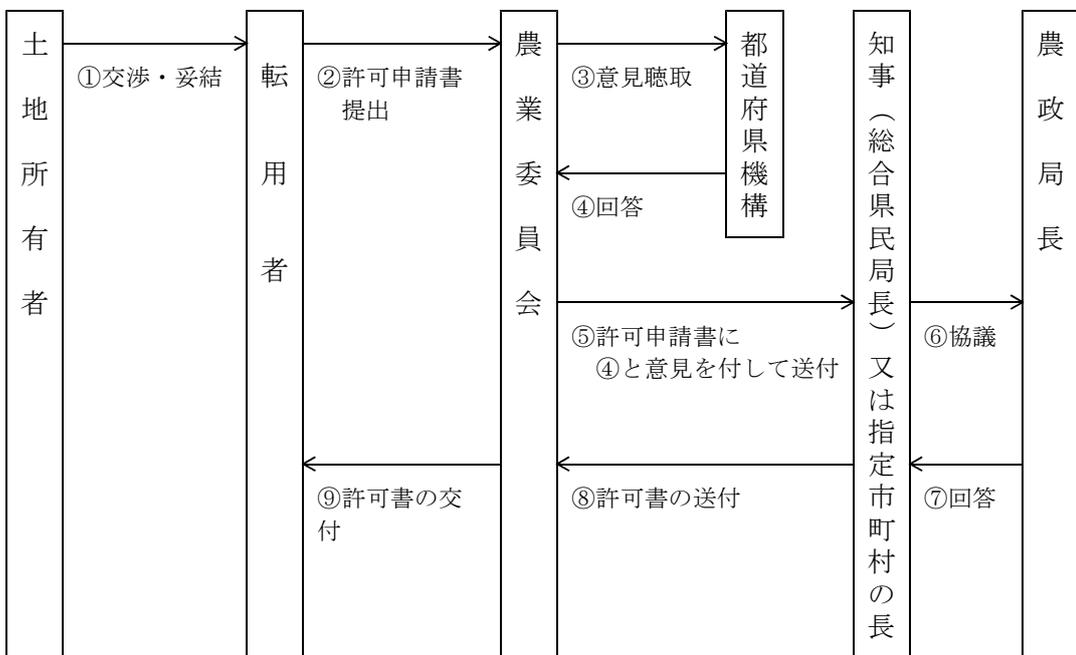
法令名	農業振興地域の整備に関する法律（農振法） 〔 昭和44. 7. 1. 法律第58号 改正 令和元. 5. 24. 法律第12号 〕									
制度の趣旨	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。（法第1条）									
規制等内容	(1) 農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域として定めたもの（法第8条第2項）であるので、農業以外の用途に供することはできない（法第17条）こととされている。 (2) また、集团的農地、土地基盤整備事業の対象地等の優良農地は、原則として農用地区域として管理することとされている。（法第10条第3項） (3) 情勢の推移等によって農用地区域内の土地を農業以外の用途に供する場合は、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外する（法第13条）必要がある。 (4) 農用地区域からの除外は、市町村が公告縦覧等の手続（法第13条第4項）を了し、知事の同意（法第13条第4項）を受けて行うことになるので長期間を要する。 (5) なお、法第15条の2による開発行為の制限については、農業以外の用途に供するための開発の許可はなし得ない（4項2号等）ものであり、適用除外とされている開発行為以外は、あらかじめ農用地区域の除外手続が必要である。									
除外等手続	<p>○農業振興地域整備計画（農用地区域）の変更手続</p> <p>除外の申出 → 除外案件の取りまとめ → 県と事前協議 → 変更案の公告縦覧（法13条）※ → 県と変更案の協議（法13条） → 同意 → 決定公告（法13条）</p> <p>(当事者) (市町村) (市町村) (市町村) (市町村) (知事) (市町村)</p> <p>※ 変更案の公告、縦覧等手続に係る所要日数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>①公告縦覧 30日</td> <td>③市町村の決定 45日</td> <td>⑤知事の裁決 60日</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ②異議申出 15日 ④審査申立 30日 </td> </tr> </table> <p>③, ④, ⑤の手続き及び所要日数は、異議申出が行われた場合</p>	①公告縦覧 30日	③市町村の決定 45日	⑤知事の裁決 60日				②異議申出 15日 ④審査申立 30日		
①公告縦覧 30日	③市町村の決定 45日	⑤知事の裁決 60日								
②異議申出 15日 ④審査申立 30日										
照会先	農林水産部農林水産政策課（088-621-2389）									

法令名	農地法 〔昭和27.7.15 法律 第 229 号 改正 令和元年.5.24 法律 第12号〕														
制度の趣旨	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。(法第1条)														
規制等の内容	<table border="1" data-bbox="338 506 1485 893"> <thead> <tr> <th></th> <th>許可が必要な場合</th> <th>許可申請者</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条</td> <td>農地の所有者が農地を転用する場合</td> <td>転用を行う者 (土地所有者)</td> <td>県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合</td> <td>売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)</td> <td>※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。</td> </tr> </tbody> </table>				許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	第4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者 (土地所有者)	県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕	第5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)	※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。
	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者												
第4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者 (土地所有者)	県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕												
第5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)	※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。												
許可の基準	<p>(1) 立地基準</p> <p>① 農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地は原則として不許可。 ② 第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可。 ③ 第3種農地は、原則として許可。</p> <p>(2) 一般的基準</p> <p>① 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合には不許可。(他法令の許認可等の見込み、資金計画の妥当性等を審査。) ② 工場、住宅その他の施設の土地の造成のみを目的とする場合は一部例外を除き不許可。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には不許可。 ④ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用については、その利用後に当該土地が農地として利用できる状態に回復されることが確実に認められないものは不許可。等々</p>														
農地転用許可手続等	<p>(1) 申請書提出先 許可を受けようとする者は、農地転用許可申請書に必要書類を添付し、転用しようとする農地の所在する農業委員会へ提出すること。 申請から許可に至るまでの手続等については、別紙フローチャートのとおりとなっている。</p> <p>(2) 許可権者</p> <p>① 4ヘクタール以下の転用については、権限移譲を受けていない市町村に所在する農地については総合県民局長または県知事。権限移譲を受けている市町村(阿南市は2ヘクタール以下に限る)に所在する農地については当該市町村農業委員会。 ② 4ヘクタールを超える転用については、総合県民局長又は県知事</p> <p>(3) 農地転用許可の権限移譲を受けている市町村(30年4月1日現在) 徳島市、鳴門市、阿南市(2ヘクタール以下)、吉野川市、三好市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町</p> <p>(4) 総合県民局の管轄市町村</p> <p>① 農林水産部農林水産政策課(徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町) ② 南部総合県民局(阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町) ③ 西部総合県民局(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)</p>														
照会先	農林水産部農林水産政策課(088-621-2391)														

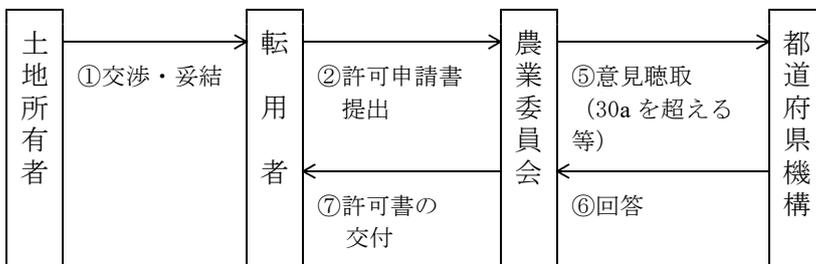
◆知事等許可案件に係るフローチャート例
 <転用面積が4ha以下の場合>



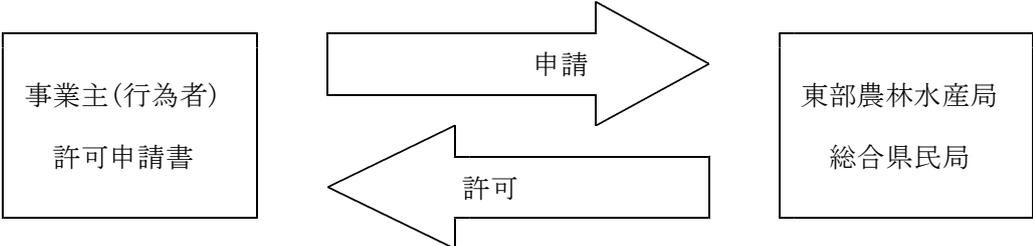
<転用面積が4haを超える場合>



◆農業委員会許可案件に係るフローチャート例



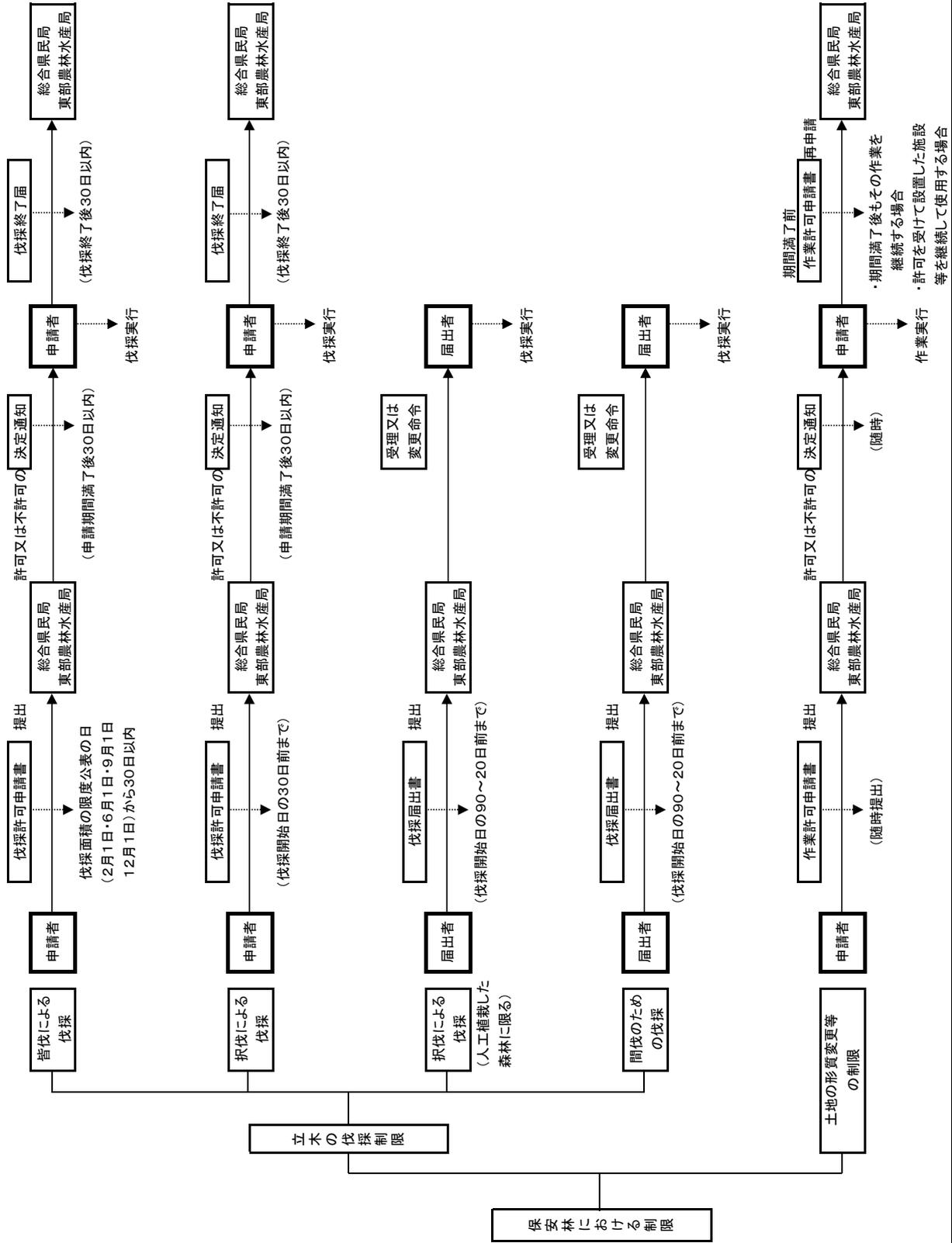
③審査
 ④審議

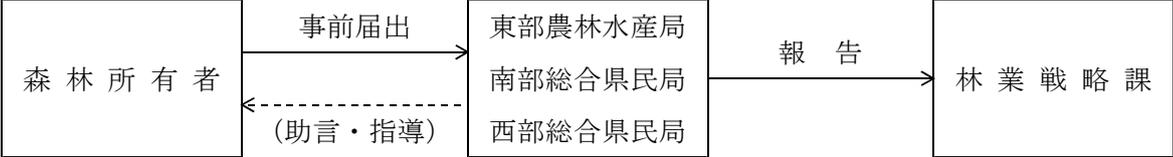
法令名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 平成31. 4. 26. 法律第17号
制度の趣旨	この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。(法第1条)
規制等の内容	<p>特定農業用ため池※1について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為※2で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(法第8条第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業の施行として行う場合 2 この法律の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合 3 非常災害のため必要な応急措置として行う場合 4 農林水産省令で定めるものを行う場合 <p>※1 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池で、県が指定したものの制限行為で許可を要しない行為 (農林水産省令第9号施行規則第8条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為 2 土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削 3 河川法第8条に規定する河川工事の施行として行う行為 4 国又は県が砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為 5 国又は県が森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為 6 国又は県が地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為 7 県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為 <p>※2 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為 (政令第22号第2条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該特定農業用ため池に係る水底の掘削 2 当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更 3 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止
許可基準	<p>知事は、法第8条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため池の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。(法第8条第2項)</p> <p>国又は地方公共団体が法第8条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。(法第8条第3項)</p> <p>法第7条第1項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について法第8条第1項の許可を受けなければならない行為をしている者は、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。(法第8条第4項)</p>
許可手続	<p>法第8条</p>  <pre> graph LR A[事業主(行為者) 許可申請書] -- 申請 --> B[東部農林水産局 総合県民局] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課 (088-621-2442)

法令名	森林法（林地開発許可関係） <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">昭和26. 6. 26法律 第 249号</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">改正 平成25. 6. 14法律 第44号</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	昭和26. 6. 26法律 第 249号	}	{	改正 平成25. 6. 14法律 第44号	}
{	昭和26. 6. 26法律 第 249号	}					
{	改正 平成25. 6. 14法律 第44号	}					
制度の趣旨	森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させることが、国民生活の安定と地域社会の健全な発展にとって重要であることに鑑み、民有林における開発行為について許可制度をとることにより、森林の有する公益的機能の発揮に配慮した森林の適正な利用を確保することを目的としている。						
規制等内容	<p>(1) 許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定により知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林並びに保安林施設地区及び海岸保全区域内の森林は除く。）である。</p> <p>(2) 許可制度の対象となる開発行為 許可制度の対象となる開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」である。（法第10条の2第1項） 「政令で定める規模」は次のとおり ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超えるもの イ その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールを超えるもの （森林法施行令第2条の3）</p>						
許可基準	次のいずれにも該当しないと認められるときは、これを許可しなければならない。 （法第10条の2第2項） (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。（災害の防止） (2) 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。（水害の防止） (3) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 （水の確保） (4) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。（環境の保全） その他徳島県林地開発許可基準による。						
許可手続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[徳島県東部農林水産局] A -- 申請 --> C[徳島県総合県民局] B -- 報告 --> D[森林整備課] C -- 報告 --> D D -- 処分の決定・通知（許可又は不許可） --> A </pre>						
照会先	東部農林水産局・西部総合県民局（林業振興担当）・南部総合県民局（林務・林業振興担当） 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課（088-621-2481）						

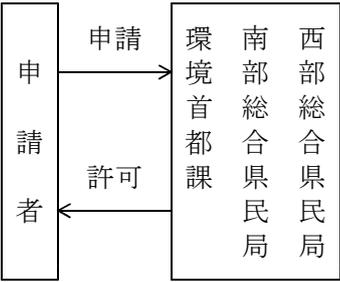
法令名	森林法（保安林における制限） 〔 昭和26. 6. 26法律 第 249号 改正 平成25. 6. 14法律 第44号 〕
制度の趣旨	保安林の有する水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的の機能を達成するため、保安林内において立木の伐採や土地の形質の変更等を制限する。
規制等内容	保安林内においては、県知事の許可を受けなければ、次の行為をしてはならない。 （１）立木の伐採（法第34条第1項）（間伐及び人工林の択伐は届出） （２）立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉及び落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（法第34条第2項） 保安林内で一時的な転用行為を除く行為をする場合は、その部分の指定を解除しなければその行為はできない。
許可基準	（１）立木の伐採は、伐採の方法が指定施業要件（保安林の指定目的を達成するために個々の保安林に定められる、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えない場合には許可しなければならない。（法第34条第3項） （２）土地の形質を変更する行為は、その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、許可しなければならない。（法第34条第5項） （３）保安林の解除は、転用に係る保安林の機能を代替する施設の設置が必要である。 徳島県保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準による。
許可手続	別紙のとおり
照会先	東部農林水産局・西部総合県民局(林業振興担当)・南部総合県民局(林務・林業振興担当) 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課(088-621-2450)

手続の概要



法令名	徳島県豊かな森林を守る条例 〔平成25年12月19日 徳島県条例第67号〕
制度の趣旨	森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関し、基本理念を定め、県、県民、森林所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次の世代に引き継ぐことを目的とする。
指定地域	<p>○ 森林管理重点地域（条例第14条）</p> <p>知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる種別に応じて森林管理重点地域として指定することができる。</p> <p>(1) 第1種森林管理重点地域（とくしま県版保安林） 特定の行為を制限して管理すべき地域</p> <p>(2) 第2種森林管理重点地域 計画的な林業生産活動により管理すべき地域</p> <p>(3) 第3種森林管理重点地域 森林を整備し保全する必要がある地域〔県内全森林の約85%を指定〕</p>
規制等内容	<p>1 森林の取引等に関する事前届出等（条例第18条）</p> <p>森林所有者が、森林管理重点地域において土地所有権等の移転を伴う契約を締結するときは、90日前までに届け出なければならない。</p> <p>※) 第2種森林管理重点地域で、林業に資する権利移転の場合は届け出が30日前まで短縮。</p> <p>※) 第3種森林管理重点地域で、権利移転する土地面積が1ha未満の場合は届け出不要。</p> <p>2 第1種森林管理重点地域における規制等</p> <p>(1) 立木の伐採の制限（条例第23条） 単一年度に1箇所当たり20haを超える皆伐による伐採をしてはならない。</p> <p>(2) 小規模林地開発行為等の届出（条例第24条） 土地の形質変更（0.1ha以上1ha未満）や流水等を採取する設備の設置（20m³/日以上）などの小規模林地開発行為を行う場合は、30日前までに届け出なければならない。</p> <p>(3) 小規模林地開発等区域内における行為の制限（条例第25条） 次の行為をしてはならない。 ア 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある行為 イ 土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させるおそれがある行為 ウ 水害を発生させるおそれがある行為</p>
許可手続	 <pre> graph LR A[森林所有者] -- 事前届出 --> B[東部農林水産局 南部総合県民局 西部総合県民局] B -.- "(助言・指導)" --> A B -- 報告 --> C[林業戦略課] </pre>
照会先	農林水産部林業戦略課（088-621-2447）

法令名	自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号) 徳島県立自然公園条例 (昭和33年7月8日徳島県条例第21号)
制度の趣旨	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。(法第1条)
指定地域	(1) 国立公園(環境大臣指定) 瀬戸内海国立公園 ① 特別地域 ② 普通地域 (2) 国定公園(環境大臣指定) 室戸阿南海岸、剣山国定公園 ① 特別地域 ② 特別保護地区 ③ 海域公園地区 ④ 普通地域 (3) 県立自然公園(県知事指定) 箸蔵、土柱・高越、大麻山、東山溪、中部山溪、奥宮川内谷県立自然公園 ① 特別地域 ② 普通地域
規制等内容	(1) 特別地域内で許可を必要とする行為(法第20条第3項) ア) 行為内容 ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ② 木竹を伐採すること。 ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。) ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これに類するものの色彩を変更すること。 ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該地域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響が及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの イ) 規制内容 ① 第1種特別地域内では原則として不許可 ② 第2、3種特別地域内においては、当該行為が風致景觀に著しい支障を及ぼす場合は不許可

	<p>(2) 特別保護地区内で許可を必要とする行為 (法第21条第3項)</p> <p>ア) 行為内容</p> <p>① (1) ア) の①②④から⑦及び⑨⑩⑮⑯の行為</p> <p>②木竹を損傷すること。</p> <p>③木竹を植栽すること。</p> <p>④動物を放つこと。(家畜の放牧を含む。)</p> <p>⑤屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>⑥火入れ又はたき火をすること</p> <p>⑦木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。</p> <p>⑧木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p> <p>⑨動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>⑩道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>⑪前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>イ) 規制内容</p> <p>特別保護地区内では原則として不許可</p> <p>(3) 普通地域内で届出を必要とする行為 (法第33条第1項)</p> <p>①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること (改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)</p> <p>②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>④水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。(海域内においては、海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)</p> <p>⑥土地の形状を変更すること。</p> <p>⑦海底の形状を変更すること (海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)</p>
許可等手続	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[環境首都課 南部総合県民局 西部総合県民局] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	<p>県民環境部環境首都課 (088-621-2330)</p> <p>南部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0884-28-9860)</p> <p>西部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0883-53-2060)</p>

法令名	自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号) (徳島県自然環境保全条例 昭和47年10月24日徳島県条例第43号)
制度の趣旨	自然環境の保全の基本理念、その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
指定地域	県自然環境保全地域（県知事指定） 高丸山（上勝町）、野鹿池山（三好市） ① 特別地区 ② 普通地区
規制等内容	(1) 特別地区内で許可を必要とする行為（条例第28条第4項） ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥木材を伐採すること。 ⑦知事が指定する区域内において木材を損傷すること。 ⑧知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑨知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない動物で、当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） ⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑪道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑫前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの (2) 普通地区内で届出を必要とする行為（条例第30条第1項） ①その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。） ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤特別区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
許可等手続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[環境首都課] A -- 申請 --> C[西部総合県民局] B -- 許可 --> A C -- 許可 --> A </pre>
照会先	県民環境部環境首都課（088-621-2330） 西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（0883-53-2060）

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号 改正平成26年5月30日法律第46号)
制度の趣旨	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。(法第1条)
規制内容等	<p>○特別保護地区—環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。(法第29条第1項)</p> <p>○特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りではない。(法第29条第7項)</p> <p>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 二 水面を埋め立て、又は干拓すること 三 木竹を伐採すること</p> <p>○「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を指定した件」(平成15年4月15日徳島県告示第315号)</p> <p>一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの 二 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐 三 次に掲げる工作物の設置</p> <p>イ 住宅及びこれに附属する工作物 ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑 ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎 ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設 ホ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所 ヘ その高さが5メートル以内の展望台 ト その延長が500メートル以内の歩道 チ その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設 リ その面積が15平方メートル以内の公衆便所 ヌ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物 ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物 ヲ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物 ワ 自然木を利用した仮設軽索道 カ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの</p>
許可基準	都道府県知事は、許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第7項の許可をしなければならない。(法第29条第9項) <p>一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき</p>
許可手続	(許可手続) ○法第29条第8項の許可申請
照会先	農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課(088-621-2262)

法令名	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例 (平成18年3月30日徳島県条例第18号)
制度の趣旨	この条例は、県内に生息し、又は生育する野生生物が、生態系の基本的構成要素であり、現在及び将来の県民が生物の多様性の保全された生態系からの恵沢を享受し続けるために欠かすことのできないものであることにかんがみ、徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の本旨にのっとり、県、県民及び事業者が一体となって、希少野生生物の保護を図るとともに、これを県民共有の貴重な財産として次代に継承し、もって生物の多様性の保全に寄与することを目的とする。（条例第1条）
規制内容等	<p>○知事は、指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は希少野生生物群（以下「指定希少野生生物等」という。）の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息又は生育の状況等を勘案してその指定希少野生生物等の保護のため重要と認める区域を、希少野生生物保護区として指定することができる。（条例第20条第1項）</p> <p>○希少野生生物保護区の区域内においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 六 木竹を伐採すること。 七 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。 八 希少野生生物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 十 第七号の規定により知事が指定した野生生物の個体その他の物以外の野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。 十一 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある生物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。 十二 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。 十三 火入れ又はたき火を行うこと。 十四 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。 3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。 4 知事は、指定希少野生生物等の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。 5 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。 6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの 三 木竹の伐採で、知事が希少野生生物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

	<p>の</p> <p>7 前項第一号に掲げる行為であって第一項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>8 前章第二節の規定は、希少野生生物群の保護のための希少野生生物保護区の区域内に限り、当該希少野生生物保護区に係る希少野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「希少野生生物保護区に係る希少野生生物群」と読み替えるものとする。(条例第21条)</p>
<p>許可基準</p>	<p>○知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。(条例第21条第3項)</p> <p>(上記条例第21条第3項にいう指針)</p> <p>旭ヶ丸希少野生生物保護区域の保護に関する指針</p> <p>希少野生生物の保護の基本は、その生息地又は生育地における個体群の安定した存続を保證することであり、多種の希少野生生物が集中している区域の保護は、生物の多様性の保全において重要であることから、次の内容を当該保護区の保護に関する指針とする。</p> <p>1 希少野生生物群の生育のために確保すべき条件</p> <p>当該保護区は、希少野生生物群及びこれらの群落が存在し、希少野生生物群の生育地として非常に良好な環境にある。この良好な生育環境を引き続き保つためには、適度な間伐により必要な日照を確保し、共存する植物、地形、地質等希少野生生物群を取り巻く生態系全体を良好な状態に維持する必要がある。そのために、生育状況等に関する調査を継続的に行い、憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ対策を講じる。</p> <p>2 希少野生生物群の維持のための環境管理の指針</p> <p>当該保護区の良好な環境を保つため、事業者及び県民等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、当該保護区の環境の保全に努めるとともに、各種行為が生育環境に著しい影響を及ぼすことがないように配慮することとし、①から③までに定めるところに従って生育環境の適切な管理を行うものとする。</p> <p>① 希少野生生物群の採取等</p> <p>当該保護区内において、希少野生生物群の生きている個体は、採取又は損傷をしてはならない。ただし、学術研究及び当該保護区の維持のための行為に伴って採取又は損傷する場合は、この限りでない。</p> <p>② 工作物の設置等</p> <p>当該保護区内において、工作物の設置及び土地の形質の変更は、行わないこと。ただし、当該保護区の維持のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りでない。</p> <p>③ 鉱物の採掘等</p> <p>当該保護区内において、鉱物の採掘、土石の採取、木竹の伐採、火入れ及びたき火は、行わないこと。ただし、希少野生生物群の保護のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りでない。</p> <p>3 留意事項</p> <p>条例第二十一条第一項の許可を受けた行為及び同条第六項各号に規定する行為を行うに当たっては、希少野生生物群の生育状況に十分配慮し、当該行為による希少野生生物群への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p> <p>○その他</p> <p>希少野生生物保護区の区域内における許可を要しない行為の規定あり。(規則第15条)</p>
<p>許可手続</p>	<p>(許可手続)</p> <p>○条例第21条第1項の許可申請 → 各総合県民局又は環境首都課東部農林水産局</p>
<p>照会先</p>	<p>南部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0884-28-9860)</p> <p>西部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0883-53-2060)</p> <p>東部農林水産局林業振興担当 (088-626-8582)</p> <p>県民環境部環境首都課 (088-621-2263)</p>

<p>法 令 名</p>	<p>騒音規制法 (昭和43.6.10 法律第98号) 徳島県生活環境保全条例 (平成17.3.30 徳島県条例第24号) (騒音に係る規制)</p>											
<p>制度の趣旨</p>	<p>この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。(法第1条) ※建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、政令で定めるものを「特定建設作業」と定義している。</p>											
<p>指定地域</p>	<p>都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。(法第3条) ※法及び県条例に基づいて規制地域(第1～2号区域、県条例区域)が定められており、県下全域を指定地域としている。 ※地域指定図については、市は市役所、町村は町村役場又県庁環境管理課において閲覧可能。</p>											
<p>特定建設作業の種類</p>	<p>騒音規制法・徳島県生活環境保全条例ともに規制対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打ち機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 <p>騒音規制法のみ規制対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バックホウを使用する作業 2 トラクターショベルを使用する作業 3 ブルドーザーを使用する作業 <p>※それぞれ、例外や規制対象規模等があるため、詳しくは市町村役場にお問い合わせください。</p>											
<p>規制基準</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">騒音の大きさ</td> <td>作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと</td> </tr> <tr> <td>夜間・深夜の作業の禁止</td> <td>第1号区域—午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域—午後10時～翌日の午前6時の作業禁止</td> </tr> <tr> <td>1日の作業時間の規制</td> <td>第1号区域—10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域—14時間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>同一場所における作業期間</td> <td>連続して6日間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>日曜日その他休日における作業</td> <td>禁止</td> </tr> </table>		騒音の大きさ	作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと	夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域—午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域—午後10時～翌日の午前6時の作業禁止	1日の作業時間の規制	第1号区域—10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域—14時間を超えないこと	同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと	日曜日その他休日における作業	禁止
騒音の大きさ	作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと											
夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域—午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域—午後10時～翌日の午前6時の作業禁止											
1日の作業時間の規制	第1号区域—10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域—14時間を超えないこと											
同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと											
日曜日その他休日における作業	禁止											
<p>届出手続</p>	<p>特定建設作業を伴う建設工事を行う場合には、作業開始の7日前までに市町村長(環境関係課)に届出なければならない。 市町村長は、特定建設作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことによって周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音の防止の方法の改善等を勧告・命令することができる。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR A[特定建設作業施工者] -- "届出 (作業開始7日前)" --> B[市町村長] B -- "改善勧告・改善命令" --> A </pre> </div>											
<p>照会先</p>	<p>各市町村役場(環境関係課)</p>											

法令名	振動規制法（昭和51.6.10 法律第64号）											
制度の趣旨	<p>この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。（法第1条）</p> <p>※建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって、政令で定めるものを「特定建設作業」と定義している。（法第2条第3項）</p>											
指定地域	<p>都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。（法第3条）</p> <p>※規制地域（第1～2号区域）が定められており、5市4町（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町、藍住町）の一部が指定地域となっている。</p> <p>※地域指定図については、市は市役所、町は町役場又県庁環境管理課において閲覧可能。</p>											
特定建設作業の種類 （政令第2条）	<ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業 <p>※それぞれ、例外や規制対象規模等があるため、詳しくは市町役場にお問い合わせください。</p>											
規制基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振動の大きさ</td> <td style="width: 50%;">作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと</td> </tr> <tr> <td>夜間・深夜の作業の禁止</td> <td>第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止</td> </tr> <tr> <td>1日の作業時間の規制</td> <td>第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>同一場所における作業期間</td> <td>連続して6日間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>日曜日その他休日における作業</td> <td>禁止</td> </tr> </table>		振動の大きさ	作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと	夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止	1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと	同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと	日曜日その他休日における作業	禁止
振動の大きさ	作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと											
夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止											
1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと											
同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと											
日曜日その他休日における作業	禁止											
届出手続	<p>特定建設作業を伴う建設工事を行う場合には、作業開始の7日前までに市町長（環境関係課）に届出なければならない。</p> <p>市町長は、特定建設作業に伴って発生する振動が基準に適合しないことによって周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、振動の防止の方法の改善等を勧告・命令することができる。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR A[特定建設作業 施工者] -- "届出 (作業開始7日前)" --> B[市町長] B -- "改善勧告・改善命令" --> A </pre> </div>											
照会先	各市町役場（環境関係課）											

法令名	環境影響評価法 (平成9. 6. 13 法律 第 81 号 改正 平成26. 5. 21 法律 第 39 号)
	徳島県環境影響評価条例 (平成12. 3. 28 徳島県条例第26号 改正 平成27. 6. 1 徳島県条例第15号)

制度の趣旨 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度です。

対象事業 環境影響評価対象事業（法第2条、条例第2条）の規模一覧

	法第1種事業	法第2種事業	条例第1種事業	条例第2種事業
1 道路				
高速道路	すべて			
一般国道	10Km以上(4輦以上)	7.5Km以上	7.5Km以上(4輦以上)	5~7.5Km
県道、市町村道等			7.5Km以上	5~7.5Km
大規模林道	20Km以上(輦6.5m以上)	15Km以上	15Km以上(輦6.5m以上)	10~15Km
農業用道路			15Km以上	10~15Km
2 河川				
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
3 鉄道				
普通鉄道	10Km以上	7.5Km以上	7.5Km以上	5~7.5Km
軌道(普通鉄道相当)	10Km以上	7.5Km以上	7.5Km以上	5~7.5Km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250~1,875m
5 発電所				
水力発電所	出力3万Kw以上	2.25万Kw以上	2.25万Kw以上	1.5万~2.25万Kw
火力発電所(地熱以外)	出力15万Kw以上	11.25万Kw以上	11.25万Kw以上	7.5万~11.25万Kw
火力発電所	出力1万Kw以上	7,500Kw以上	7,500Kw以上	5,000~7,500Kw
原子力発電所	すべて			
風力発電所	出力1万Kw以上	7,500Kw以上	7,500Kw以上	5,000~7,500Kw
6 廃棄物処理施設				
一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100~150t/日
産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100~150t/日
し尿処理施設			150kl/日以上	100~150kl/日
廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15~25ha
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上	40ha超	25~40ha
8 十地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上	70ha以上	35~70ha
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
13 住宅団地の造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
14 工場・事業場			敷地面積10万m ² /時以上 排水量10000m ³ /日以上	5~10万m ² /時 5000~10000m ³
15 下水道終末処理場			処理計画人口10万人以上	5~10万人
16 岩石又は砂利の採取			50ha以上	25~50ha
17 レクリエーション施設				
第二種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25~50ha
自然公園(造成面積)			50ha以上	25~50ha
都市公園(施行区域)			75ha以上	50~75ha
18 農用地の造成事業			75ha以上	50~75ha
19 畜産施設の設置(造成面積)			50ha以上	25~50ha
20 複合事業				
8~13及び16~19のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの			第1種事業の規模要件の最小面積で除した商の和が1以上となるもの	第2種事業の規模要件の最小面積で除した商の和が1以上となるもの

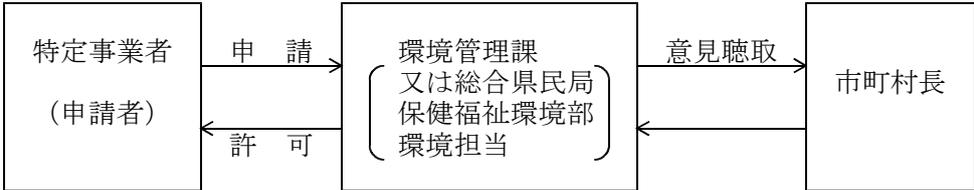
※第1種事業：規模が大きく、必ず環境アセスメントを行う事業

第2種事業：第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業

手続	別紙のとおり
照会先	県民環境部環境管理課(088-621-2294)

法令名	土壤汚染対策法 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 平成14. 5. 29 法律第53号 改正平成29. 5. 19法律第33号 </div>
制度の趣旨	土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
規制等内容	1 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条） (1) 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 (2) 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、法第3条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。
届出の基準	一定規模以上の土地の形質の変更時には、土壤汚染対策法に基づく届出が必要となります。ただし、掘削がなく盛土のみの場合は、当該土地から汚染が拡大することはないため届出の必要はありません。 1 一定規模とは (1) 3,000m ² 以上の土地の形質の変更 (2) 現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場等における900m ² 以上の土地の形質の変更 また、法第3条ただし書の確認を受けた土地における900m ² 以上の土地の形質の変更を行う場合は、あらかじめ法第3条第7項の届出が必要となります。 2 届出の対象となる土地の形質の変更とは 土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別を問いません。 なお、土地の面積は、掘削と盛土を合計した形質の変更部分の面積です。 トンネルの開削の場合には、地上に開口した部分を平面図に投影した面積です。 3 届出の対象とならない行為とは (1) 次の全てに該当する場合 ① 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。 ② 土地の形質の変更に伴い土壤の飛散又は流出が生じない。 ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が、全て50センチメートル未満。 (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤の搬出を行わない場合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○農業を営むために通常行われる行為： 農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる行為（耕起、収穫等）のことです。 ただし、土地改良法に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視出来るものは、届出の対象となります。</p> </div> (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外への土壤の搬出を行わない場合。ただし、一般の、道路、林道、農道等の整備は届出の対象となります。 (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更の場合 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行われる場合
届出の手続き等	1 届出義務者 土地の形質の変更をしようとする者です。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○土地の形質の変更をしようとする者：その施工に関する計画の内容を決定する者で、 ① 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では、「開発業者」。 ② 工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には「発注者」。</p> </div> 2 添付書類 (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 ※土地の形質の変更が行われる範囲を掘削部分と盛土部分に区別して表示すること。 (2) 形質変更の実施についての土地所有者等の同意書

	<p>※届出者が形質の変更をしようとする土地の所有者でない場合に必要</p> <p>(3) 形質変更に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(4) 形質変更に係る土地に係る自己申告書(指定様式)</p> <p>(5) 土地の地歴調査、土壤汚染状況調査を実施している場合はその結果(任意提出)</p> <p>3 提出部数 1部</p> <p>4 提出期限 土地の形質の変更に着手する日の30日前</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">○土地の形質の変更に着手する日：土地の形質の変更に実際に着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。</p> <p>5 提出先 徳島県県民環境部環境管理課(徳島市万代町1丁目1番地) ※徳島市の場合は、徳島市環境保全課(徳島市幸町2丁目5)</p> <p>6 注意事項 調査命令を受けた土地の所有者等は、環境大臣の指定を受けた指定調査機関に依頼し、土壤汚染状況調査を実施する必要があります。この結果を県、又は徳島市に報告するまでは、土地の形質の変更は行わないでください。</p>
照 会 先	<p>県民環境部環境管理課 (088-621-2294)</p> <p>※徳島市内は、徳島市環境保全課 (088-621-5213)</p>

法令名	徳島県生活環境保全条例 (土砂等の埋立て等に関する規制関係) 〔平成17.3.30 徳島県条例第24号〕
制度の趣旨	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保する。
規制等内容	<p>1 土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止（条例第60条第1項） 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。</p> <p>2 土砂等の埋立て等による崩落等の防止（条例第61条第1項） 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定事業の許可（条例第62条第1項） 特定事業を行う者は、特定事業に供する区域ごとに、あらかじめ、特定事業について知事の許可を受けなければならない。</p> <p>※ 土砂等の埋立て等（条例第2条第14号） 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為等を除く。</p> <p>※ 特定事業（条例第2条第15号） 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの。なお、特定事業には、他の場所への搬出を目的として、土砂等の受入れと搬出が1年未満の短期間に繰り返されるもの（一時堆積事業）も含まれる。（条例第63条第2項）。</p>
特定事業の許可に係る許可基準	<p>1 許可基準（条例第65条第1項、第2項） (1) 施工する事務所が設置されること。 (2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること。 (3) 完了時における土砂等の堆積の構造が構造上の基準に適合するものであること。 (4) 浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。 (5) 施工中の災害発生を防止する措置が図られていること。 (6) 申請者が、措置命令を受けて措置命令を完了していない者、若しくは許可の取り消しを受け3年以上を経過していない者、若しくは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当しないこと。</p> <p>2 一時堆積事業にあつては、上記(1)、(4)、(6)の他に (7) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること（表土と堆積する土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造が土壌汚染を防止するものであること）。 (8) 特定事業場の構造が構造上の基準に適合するものであること。 (9) 採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>3 構造上の基準の適用除外（条例第65条第3項） 他法令により、防災措置が図られている場合は、(3)、(5)、(8)は適用しない。</p> <p>※ その他「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」参照のこと。 審査基準に徳島県暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除する項目を追加した。</p>
許可手続	 <pre> graph LR A[特定事業者 (申請者)] -- 申請 --> B["環境管理課 又は総合県民局 保健福祉環境部 環境担当"] B -- 意見聴取 --> C[市町村長] C -- 許可 --> A </pre>
照会先	県民環境部環境管理課（088-621-2294）

法令名	瀬戸内海環境保全特別措置法〔昭和48.10.2法律第110号〕 〔改正平成27.10.2法律第78号〕
制度の趣旨	この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。(法第1条)
対象地域	徳島県の区域のうち、海部郡（美波町日和佐赤松地域を除く）の区域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域外 但し、海部郡（美波町日和佐赤松地域を除く）で特定施設を設置する場合は、水質汚濁防止法の届出を要する。
特定施設の種類の	○水質汚濁防止法施行令 別表第1に規定する施設 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2に規定する水質基準対象施設
必要な手続き等	<p>特定施設を設置する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法の設置の許可申請をしなければならない。</p> <p>○特定施設の設置の許可（法第5条） 関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、特定施設（同条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 特定施設の種類の 四 特定施設の構造 五 特定施設の使用の方法 六 特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法 七 排出水の量（排水系統別の量を含む。） 八 排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他環境省令で定める事項 <p>3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。</p> <p>6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。</p> <p>7 第三項の事前評価に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>○新設等の協議（徳島県生活環境保全条例 第48条第1項） 特定施設を設置する事業場のうち平均排水量1,000m³/日以上のもので、又は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）別表第一に掲げる施設のいずれかを設置するもの</p>

許 可 基 準	<p>○特定施設の設置の許可の基準（法第六条） 特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、法第5条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。 二 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。</p>
規 制 基 準	<p>○排水基準 排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第1及び第2</p> <p>○上乗せ排水基準 徳島県生活環境保全条例 別表第16</p> <p>○総量規制 総量規制基準値：徳島県報にて告示</p>
許 可 申 請	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[環境管理課 (徳島市内は 徳島市環境 保全課)] B -- 告示・縦覧 --> C[告示・縦覧] B -- 意見照会 --> D[関係機関 利害関係者] D -- 意見 --> B B -- 許可 --> A </pre>
照 会 先	<p>県民環境部環境管理課（088-621-2272） ※徳島市内は、徳島市環境保全課（088-621-5213）</p>

法令名	砂防法 〔 明治30. 3. 30. 法律第29号 改正平成25. 11. 22. 法律第76号 〕
制度の趣旨	この法律は、治水上砂防のため、砂防設備を施設とする必要のある土地又は一定行為を禁止制限すべき土地を指定し、土砂災害を防止することを目的としている。(法第2条)
指定地域	砂防指定地 砂防設備を必要とする土地又は一定行為を禁止する必要のある土地を国土交通大臣が指定する。(法第2条)
規制等の内容	砂防指定地内では、治水上砂防の観点から一定の行為が禁止制限される。(法第4条) 砂防指定地内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。(砂防法施行条例(以下「施行条例」という。)) (禁止行為) 第3条 何人も、みだりに砂防設備を損傷する行為をしてはならない。 (行為の制限) 第4条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障がないものとして規則で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更 (2) 立木竹の伐採 (3) 土石、木竹その他の物件のたい積 (4) 工作物の新築、改築又は除却 (5) そのほか、治水上砂防のため支障がある行為で規則で定めるもの
許可基準	治水上砂防のため支障を及ぼすと認められるものについては許可しない。(施行条例) (許可等の条件) 第6条 知事は、許可に治水上砂防のために必要な条件を付することができる。 (国等の特例) 第8条 国又は地方公共団体その他知事が定める公共団体が行う事業についての第4条及び第5条の規定の適用については、知事とこれらの者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。
許可手続	<p>施行条例第4条</p> <p>同第8条</p>
照会先	県土整備部砂防防災課 (088-621-2540)

法令名	地すべり等防止法 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <div style="text-align: center;"> <p>昭和33. 3. 31. 法律第30号</p> <p>改正平成26. 6. 13. 法律第69号</p> </div> } </div>
制度の趣旨	この法律は、地すべり及びびた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びびた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 (法第1条)
指定区域	地すべり防止区域 国土交通大臣又は農林水産大臣が知事の意見をきいて指定する地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域（以下「地すべり区域」という。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域。 (法第3条第1項)
規制等の内容	地すべり防止区域内において、次に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。（法第18条第1項）ただし、森林法第34条第2項又は砂防法第4条の規定による許可を受けた者等は、当該許可に係る行為については許可を要しない。 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（第1号（令第4条第1項を除く。）） 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（第2号（令第4条第2項を除く。）） 3 のり長3メートル以上ののり切又は直高2メートル以上の切土（第3号、令第5条第1項） 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良（第4号、令第5条第2項） 5 そのほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、地表から深さ2メートル以上の掘さく等政令で定めるもの（第5号、令第5条第3項）
許可基準	知事は、法第18条第1項の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。（法第18条第2項） 知事は、法第18条第1項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。（法第18条第3項） 国又は地方公共団体が第18条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。（法第20条第2項）
許可手続	<div style="text-align: center;"> <p>法第18条第1項</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業主（開発行為者）</p> <p>許可申請書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>申請</p> <p>許可</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東部県土整備局 東部農林水産局 総合県民局</p> </div> </div> <p>法第20条第2項</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>国、地方公共団体等</p> <p>協議書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>協議</p> <p>回答</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東部県土整備局 東部農林水産局 総合県民局</p> </div> </div> <p>当該地すべり防止区域の所管（国土交通省、林野庁、農村振興局）に応じ、許可申請書（協議書）を提出するものとする。</p> </div>
照会先	県土整備部砂防防災課（088-621-2540） 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課（088-621-2464） 農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課（088-621-2442）

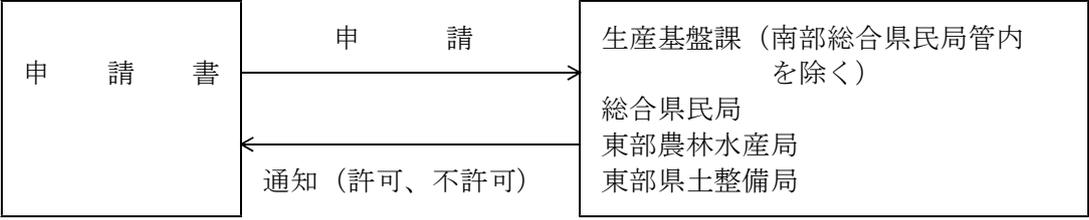
法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 〔 昭和44. 7. 1. 法律第 57 号 改正 平成17. 7. 6. 法律第 82 号 〕
制度の趣旨	この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。(法第1条)
区 域	急傾斜崩壊危険区域 知事が関係市町村長の意見を聞いて指定する崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれのある行為が行なわれないように規制する必要がある土地の区域（法第3条第1項）（災害危険区域については建築基準法参照）
規制の内容	急傾斜崩壊危険区域内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置又は区域指定時に着手している行為、及びそのほか政令で定める行為（他の法令による許可等を受けて安全に施行する行為その他軽微な行為等）はこの限りではない（法第7条第1項、令第2条）。 ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為（第1号） イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、排水施設等）以外の施設及び工作物の設置又は改造（第2号） ウ のり切、切土、掘さく又は盛土（第3号） エ 立木竹の伐採（第4号） オ 木竹の滑下又は地引による搬出（第5号） カ 土石の採取又は集積（第6号） キ そのほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの（第7号）
許可基準	急傾斜地の崩壊を助長又は誘発し、その崩壊により居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるものについては許可しない。 知事は法第7条第1項の許可に急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。（法第7条第2項） 国又は地方公共団体が法第7条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。（法第7条第4項）
許可手続	<p>法第7条第1項</p> <p>法第7条第4項</p>
照 会 先	県土整備部砂防防災課（088-621-2540）

法令名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 { 平成12. 5. 8法律第57号 改正平成29. 5. 19法律第31号 }
制度の趣旨	この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限のほか建築物の構造規制に関する所要の措置等により、土砂災害防止対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。(法第1条)
指定区域	知事が関係市町村長の意見を聴いて、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」を指定する。 ○土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、市町村により、警戒避難体制の整備等が行われる。(法第7条, 第8条) ○土砂災害特別警戒区域 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。(法第9条, 第10条, 第25条)
規制の内容	○土砂災害警戒区域には開発等に対する法的な規制は設けられていない。 ○土砂災害特別警戒区域に指定されると区域内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。 (特定開発行為に対する許可) 住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設などの要配慮者利用施設等の開発行為は、基準に従ったものに限って許可される。ただし、非常災害のために必要な応急措置、仮設建築物を建築するための開発行為はこの限りではない。(法第10条, 令第5条) (建築物の構造の規制) 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃力に対して構造が安全であるかなどについて、建築基準法が適用される。(法第25条) (建築物の移転等の勧告および支援措置) 著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、安全な区域に移転する等、土砂災害の防止・軽減のための措置について、知事が勧告することができる。また、区域外への移転等に対しては、資金の融資等の支援措置が図られる。(法第26条, 第34条)
許可基準	○法第10条第1項に係るもの (許可の基準) 特定予定建築物における土砂災害を防止するための対策工事の計画が、政令で定める技術的基準に従ったもので、かつ、申請手続が法令等に違反していないと認められるもの。(法第12条) (許可の条件) 知事は法第10条第1項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付すことができる。(法第13条) (許可の特例) 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、知事との協議が成立することをもって足りる。(法第15条) (建築物の構造の規制) 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃力に対して構造が安全なものとなるよう建築物の構造耐力の基準が政令により定められている。(法第24条)
許可手続	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 法第10条第1項 事業主(開発行為者) 許可申請書 </div> <div style="margin: 0 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">許可</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 東部県土整備局 総合県民局 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 法第15条 国、地方公共団体等 協議書 </div> <div style="margin: 0 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">回答</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 東部県土整備局 総合県民局 </div> </div> </div>
照会先	県土整備部砂防防災課 (088-621-2540)

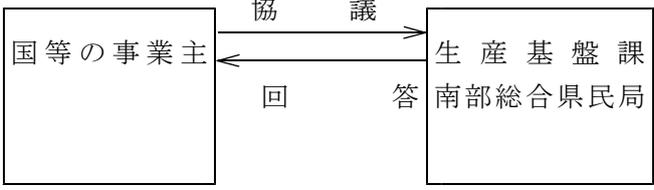
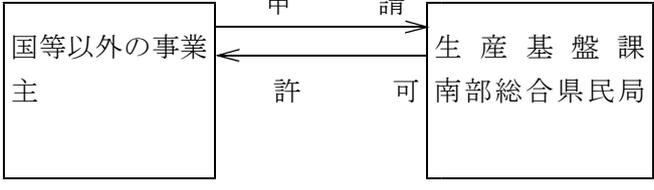
法令名	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例 (平成24. 12. 21徳島県条例第六十四号)
制度の趣旨	南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。(条例第1条)
指定区域	知事が関係する市町村の長の意見を聴いて、特定活断層調査区域を指定する。 ○特定活断層調査区域 特定活断層（地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。)の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域。(条例第55条)
規制等の内容	<p>○特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設(以下「特定施設」という。)の新築、改築又は移転(以下「新築等」という。)をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であって規則で定めるもの 二 火薬類、石油類その他の危険物であって規則で定めるものを貯蔵する施設 <p>○特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事(開発行為(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。))を伴う場合にあっては、当該開発行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 二 特定施設の名称及び所在地 三 特定施設の用途 四 その他規則で定める事項 <p>○届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>○協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類(以下「調査報告書等」という。))を知事に提出しなければならない。(条例第56条)</p> <p>○協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(条例第58条)</p> <p>○特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、届出又は協議をしなかった者、調査報告書等の提出をしなかった者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(条例第60条)</p> <p>○知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。(条例第61条)</p>
工事等に着手するまでのフロー	<pre> graph TD subgraph 事業所 A[特定施設建築・届出] B[調査計画書修正等] C[活断層調査 活断層位置図(案)作成] D[調査報告書 (配置計画図) 作成・提出] E[工事着手] end subgraph 県 F[届出受理] G[調査方法等協議] H[調査計画書確認] I[調査方法等確認] J[受理] K[特定施設が活断層直上を 避けていることを確認] end A --> F F --> G G --> B B --> H H --> C C --> I I --> D D --> J J --> E I -- 調査等不十分 --> C K --> E </pre>
照会先	危機管理部とくしまゼロ作戦課 (088-621-2710)

法令名	河川法 〔昭和39. 7. 10. 法律 第167号 改正平成29. 5. 19. 法律 第31号〕
制度の趣旨	この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(法第1条)
指定区域	(1) 河川区域 ア 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域（法第6条第1項第1号） イ 河川管理施設（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するもの）の敷地である土地の区域（法第6条第1項第2号） ウ 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、法第6条第1項第1号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（法第6条第1項第3号） (2) 河川保全区域 河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため必要があると河川管理者が認め、河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。）に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定した区域（法第54条第1項） (3) 河川予定地 河川工事を施行するため必要があると河川管理者が認め、河川工事の施行により新たに河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定するものを除く。）内の土地となるべき土地を河川予定地として指定した区域（法第56条第1項） (4) 河川立体区域（法第58条の2第1項） (5) 河川保全立体区域（法第58条の3第1項） (6) 河川予定立体区域（法第58条の5第1項）
規制等内容	(1) 河川区域内での次のような行為は国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。 ア 流水の占用（法第23条）、イ 土地の占用（法第24条）、ウ 土石等の採取（法第25条）、エ 工作物の新築等（法第26条）、オ 土地の掘削等（法第27条）、カ 竹木の流送等（法第28条）、キ 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（法第29条） (2) 河川保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない（法第55条） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号） (3) 河川予定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第57条） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号） (4) 河川立体区域（法第58条の2第1項） (1) に同じ (5) 河川保全立体区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第58条の4） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築、改築又は除却（同条第1項第2号） ウ 載荷量が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積（同条第1項第3号） (6) 河川予定立体区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第58条の6） ア 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号）
許可基準	河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準、河川管理施設等構造令等による
許可手続	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[総合県民局 東部県土整備局] B -- 通知（許可、不許可） --> A </pre> </div>
照会先	県土整備部河川整備課 管理担当 (088-621-2571) 県土整備部流域水管理課 水管理担当 (088-621-2626)

法令名	海岸法 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">昭和31. 5. 12. 法律第101号</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">改正平成26. 6. 13. 法律第69号</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	昭和31. 5. 12. 法律第101号	}	{	改正平成26. 6. 13. 法律第69号	}
{	昭和31. 5. 12. 法律第101号	}					
{	改正平成26. 6. 13. 法律第69号	}					
制度の趣旨	この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。(法第1条)						
指定区域	(1) 海岸保全区域 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置及び管理を行う必要があると認めて、知事が指定した防護すべき海岸に係る一定の区域。(法第3条第1項) (2) 一般公共海岸区域 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域。(法第2条第2項)						
規制等の内容	(1) 海岸保全区域内において行う次の行為は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ア 海岸管理者以外の者が海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り。）その他海水の侵入又は海水の侵食を防止するための施設）以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用。（公共海岸の土地に限る。）(法第7条第1項) イ 土石（砂を含む。）を採取（法第8条第1号） ウ 水面又は公共海岸の土地（国又は都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地）以外の土地に海岸保全施設以外の施設又は工作物を新設又は改築。(法第8条第2号) エ 土地の掘削、盛土又は切土（法第8条第3号） オ 海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定する木材その他の物件を投棄し又は係留する等の行為（令第3条第1項） (2) 海岸保全区域内（但しイ、ウ、エについては公共海岸に該当し、かつ、海岸管理者が指定した区域内）においてみだりに次の行為をしてはならない。(法第8条の2) ア 海岸管理者以外の者が海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。 イ 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令（規則第4条の3）で定めるものにより海岸を汚損すること。 ウ 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。 エ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第3条の2）で定めるものを行うこと。 (3) 一般公共海岸区域内において行う次の行為は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ア 施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域（水面を除く。）を占用（法第37条の4） イ 土石を採取。(法第37条の5第1号) ウ 水面において施設又は工作物を新設又は改築（法第37条の5第2号） エ 土地の掘削、盛土又は切土（法第37条の5第3号） オ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第12条の3）で定めるものを行うこと。 (4) 一般公共海岸区域内（但しイ、ウ、エについては海岸管理者が指定した区域内）においてみだりに次の行為をしてはならない。(法第37条の6) ア 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。 イ 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令（規則第4条の3）で定めるものにより海岸を汚損すること。						

規制等の内容	<p>ウ 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。</p> <p>エ その他海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第12条の4）で定めるものを行うこと。</p>
許可基準	<p>許可申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものは許可しない。</p> <p>（法第7条第2項）</p> <p>開発許可権者</p> <p>ア 海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複している場合は、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の管理者の長又は当該漁港を管理している地方公共団体の長。（法第5条第3項、同第4項）</p> <p>イ 市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で、知事が指定している場合は、市町村長。（法第5条第2項）</p>
許可手続	
照会先	<p>農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課(漁港区域に係る海岸保全区域) (088-621-2475)</p> <p>農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課(農地に係る海岸保全区域) (088-621-2442)</p> <p>県土整備部河川整備課(他区域と重複しない海岸保全区域) (088-621-2571)</p> <p>県土整備部運輸政策課(港湾区域及び港湾隣接地域に係る海岸保全区域) (088-621-2589)</p>

法令名	港湾法 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { 昭和25. 5. 31. 法律第218号 改正平成29. 6. 9 法律第15号 </div>
制度の趣旨	この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。(法第1条)
指定区域	(1) 港湾区域(法第4条) (2) 港湾隣接地域(法第37条の2) (3) 臨港地区(法第38条)
規制等の内容	法第37条第1項 (1) 港湾区域内の水域又は公共空地の占用(第1号) (2) 港湾区域内水域等の土砂の採取(第2号) (3) 水域設備、外かく施設、係留施設等の建設又は改良(第3号) (4) 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為(第4号) (令第14条)
許可基準	港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾計画の遂行を著しく阻害し、港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可しない。(法第37条第2項)
許可手続	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[事業者] -- 申請 --> B[総合県民局 又は 東部県土整備局 (許可、不許可の決定)] B -- 通知(許可・不許可) --> A </pre> </div>
照会先	県土整備部運輸政策課(088-621-2589)

法 令 名	漁港漁場整備法 〔 昭和25. 5. 2. 法 律 第 137 号 改正 平成26. 6. 13法律第69号 〕
制 度 の 趣 旨	この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。(法第1条)
指 定 区 域	漁港の区域
規制等の内容	漁港の区域内の水域又は公共空地における次の行為をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない(法第39条第1項)。 ア 工作物の建築若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。) イ 土砂の採取 ウ 土地の掘削若しくは盛土 エ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 オ 水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)
許 可 基 準	特定漁港整備事業等の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないこと。
許 可 手 続	(1) 法第39条第4項に基づき国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が上記許可を要する行為をしようとする場合  (2) 国等以外の者が法第39条第1項に基づく許可を要する行為をしようとする場合 
照 会 先	農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課(088-621-2475)

法令名	道路法（昭和27. 6. 10. 法律第180号） （改正平成28. 3. 31. 法律第19号）
制度の趣旨	この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。（第1条）
指定区域	(1)道路の区域（第2条、第18条）道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域 (2)沿道区域（第44条）道路管理者が、沿道から道路に及ぼされる損害を阻止するため、条例等で定める基準に従い、指定した道路に接続する区域。 (3)道路予定区域（第91条）
規則等の内容	<p>(1) 私権の制限（第4条） 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。</p> <p>(2) 道路管理者以外の者の行う工事（第24条） 道路に関する工事又は維持を行うためには、道路管理者の承認を受けなければならない。（例、法面埋立工事、車両乗入れのための歩道切下げ等）</p> <p>(3) 道路の占用の許可（第32条） 道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（変更を含む）。但し、許可できるのは次の（ア）～（キ）に掲げる物件等に限られる。 ア 電柱、電線、郵便ポスト、電話ボックス、広告塔等の工作物 イ 水管、下水道管、ガス管等の物件 ウ 歩廊、雪よけ等の施設 エ 鉄道、軌道等の施設 オ 地下街、地下室、通路等の施設 カ 露店、商品置場等の施設 キ 看板、標識、太陽光発電設備、津波避難施設、工事用仮設物、材料置場、高架下の施設等（令第7条）</p> <p>(4) 道路に関する禁止行為（第43条） 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 ア みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 イ みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(5) 道路予定区域（第91条） 道路区域決定後、道路の供用が開始されるまでの間は、道路管理者が区域内の土地について権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、土地の形質を変更し、工作物を新築、改築、大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p>
許可基準等	<p>道路管理者以外の者の行う工事の承認基準 道路管理上の支障の有無を総合的に判断し承認することができる。 (1) 工事の場所が道路構造上及び機能上適正であり、道路管理上支障がないこと。 (2) 施設の構造が道路構造令等に適合していること。</p> <p>占用の許可基準（第33条） 次の要件を満たしている場合に限り許可することができる。 (1) 道路の占用が道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。 (2) 占用の場所、構造等が政令で定める基準に適合していること。</p> <p>許可手続</p> <p>①市町村道</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村長] B -- 許可 --> A B -- 協議 --> C[警察署長] C -- 回答 --> B </pre> <p>②一般国道（指定区間を除く）及び県道</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[東部県土整備局 総合県民局] B -- 許可 --> A B -- 協議 --> C[警察署長] C -- 回答 --> B </pre> <p>③一般国道（指定区間）</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[国土交通省 徳島河川国道事務所] B -- 許可 --> A B -- 協議 --> C[警察署長] C -- 回答 --> B </pre> <p>※ 道路占用申請のみ警察署長に協議をします。</p>
照会先	県土整備部 道路整備課（088-621-2548）

法令名	旧法定外公共物（国土交通省所管法定外国有財産）関係各法令（地方自治法、各市町村法定外公共物管理条例又は国有財産法）
制度の趣旨	いわゆる赤線、青線等の官有財産を宅地開発やゴルフ場用地などに用いる場合には、申請をして、用途廃止及び払下げ処分等を受ける必要があります。
許認可等権者 手続の概要	<p>1 対象となる財産</p> <p>(1) 道路法の適用を受けない道路（里道、農道、いわゆる赤線）。</p> <p>(2) 河川法の適用を受けない水路、ため池など（いわゆる青線など）。</p> <p>2 各種手続き</p> <p>(1) 各市町村法定外公共物管理担当課に当該財産の所管を確認してください。</p> <p>(2) 用途廃止、払下げ及び使用許可の手続き等については、所管官庁にお問い合わせください。</p> <p>※参考 法定外公共物の市町村譲与について</p> <p>いわゆる赤線、青線等の法定外公共物は、国土交通省所管国有財産であり、徳島県が法定受託事務として財産管理を行っていましたが、地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国有財産特別措置法の一部が改正されたことにより、法定外公共物のうち、現に機能を有している里道・水路等の法定外公共物について、国から市町村に譲与する根拠規定が設けられました。</p> <p>市町村への譲与は、各市町村からの申請に基づいて進められ、平成17年3月31日までに完了し、市町村に譲与されなかった法定外公共物は平成17年4月1日付けをもって一括して用途廃止され、財務省（四国財務局徳島財務事務所）へ引き継がれました。</p> <p>したがって、平成17年4月以降は、国から市町村へ譲与された法定外公共物は市町村有財産として市町村が管理し、また、徳島県内の市町村へ譲与されなかった法定外公共物は国（財務省四国財務局徳島財務事務所）において直接管理を行うこととなります。</p>
照会先	各市町村・旧法定外公共物管理担当課、財務省四国財務局徳島財務事務所管財課

法令名	公有水面埋立法 { 大正10. 4. 9. 法律第57条 改正 平成26. 6. 4 法律第51号 }
制度の趣旨	この法律は、公有水面の適正かつ合理的な利用を図るため、自然環境の保全、公害の防止、埋立地の権利移転又は利用の適正化等の見地から、その埋立に関する規制を定めている。 なお、この法律で「公有水面」とは、河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものをいう。(法第1条)
埋立の規制	埋立をしようとしている者は、知事の免許を受けなければならない。(法第2条)
免許基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用上適正かつ合理的となること。 2 環境保全上及び災害防止に十分配慮されたものであること。 3 埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違反しないこと。 4 埋立地の用途に照らして公共施設の配置及び規模が適正なこと。 5 埋立地を他人に譲渡し又は他人に使用させることを主たる目的とした埋立てにあっては、出願人が公共団体がその他の政令で定める者であり、かつ埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なこと。 6 出願人が埋立てを遂行するに足る資力及び信用を有すること。(法第4条)
免許手続	<pre> graph TD A[出願人(開発行為者) 免許出願] -- 提出 --> B[生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 形式審査] B -- 告示・縦覧 3週間 --> C["(関係機関協議) 海上保安部 税関、河川管理者 庁内関係課 環境保全 etc"] C -- 回答 --> A B -- 却下 --> A B --> D[生産基盤課 河川整備課 運輸政策課] D -- 諮問 --> E[地元市町村長の意見聴取 (議会の議決)] E -- 回答 --> F[生産基盤課 河川整備課 運輸政策課 内容審査] F --> G[国土交通大臣 許可申請] G --> H["(甲号港湾、重要港湾、 指定河川内及び50ha をこえる埋立)"] I[認可] --> J[生産基盤課 河川整備課 運輸政策課] J -- 免許告示 --> K[出願人] </pre> <p>※ 市町が管理する漁港区域及び漁港海岸については市町へ権限委譲されていることがあるので御留意ください。</p>
照会先	県土整備部河川整備課 (他区域と重複しない公有水面) (088-621-2571) 県土整備部運輸政策課 (港湾区域に係る公有水面) (088-621-2589) 農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課 (漁港区域に係る公有水面) (088-621-2475)

法令名	大規模小売店舗立地法 〔 平成10年6月3日法律第91号 改正 平成12年5月31日法律第91号 〕
制度の趣旨	この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。(第1条)
届出基準及びその内容	<p>(1) 対象店舗 小売業を行うための店舗面積が1,000㎡を超える大型店 (※新設、増設、用途変更を含む。)</p> <p>(2) 届出者 大型店の設置者(建物所有者)</p> <p>(3) 届出事項 ①店舗の名称・所在地 ②小売業者名 ③新設予定日 ④店舗面積 ⑤施設の配置(駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数・荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物保管施設の位置及び容量) ⑥施設の運営方法(営業時間、駐車場利用時間、駐車場の出入り口の数及び位置、荷さばきの時間帯)</p> <p>※変更の場合は、変更事項のみを届け出る。ただし、既存店が最初の変更を行う場合、変更事項以外も届出の対象となる。</p> <p>(4) 配慮事項 店舗設置者には、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に基づき、次のような項目について、配慮が求められています。</p> <p>①周辺地域住民等の利便の確保 ・駐車需要の充足など、交通に関すること ・歩行者の通行の利便の確保 ・廃棄物の減量化やリサイクル ・防災対策への協力</p> <p>②周辺地域の生活環境悪化の防止 ・騒音の発生に関すること ・廃棄物の保管や運搬 ・街並みづくり</p> <p>(5) 運用主体 県が届け出を受理し、その後の手続きを行う。</p>
基本的な手続きの流れ	<p>(1) 出店計画書・変更計画書による事前協議</p> <p>(2) 大規模小売店舗の新設・変更の届け出 (店舗面積が1,000㎡を超える場合) → 【公告、縦覧4ヶ月】</p> <p>(3) 設置者による地元説明会の開催 (届出から2ヶ月以内)</p> <p>(4) 地元市町村の意見聴取、地元住民等の意見提出 (公告から4ヶ月以内) → 【公告、縦覧1ヶ月】</p> <p>(5) 都道府県の意見の有無を通知 (届出から8ヶ月以内) → 【※意見がなければ手続き終了。公告、縦覧1ヶ月】 ※県の意見の有無の提出の際には、外部有識者による審議会に諮問し、答申を受けている。</p> <p>(6) 設置者からの自主的対応策の提示 → 【※都道府県の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合】</p> <p>(7) 地元市町村の意見聴取</p> <p>(8) 都道府県による勧告 (設置者の対応策提示から2ヶ月以内) → 【※勧告しない場合は手続終了、公告】</p>
HP上での情報提供	<p>[徳島県のHP] → [事業者の方] → [産業・雇用・労働] → [商工業] → 大規模小売店舗立地法(大店立地法)について</p> <p><内容> 1 法の概要 2 基本的な手続きの流れ 3 届出状況(随時更新) 4 要綱・届出様式 5 審議会の開催について</p>
照会先	<p>徳島県商工労働観光部企業支援課 (TEL. 088-621-2369 FAX. 088-621-2853) E-mail kigyoushienka@pref.tokushima.jp</p>

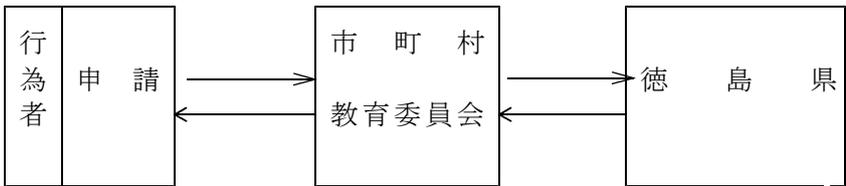
法令名	工場立地法（昭和34年3月20日法律第24号 改正平成28年5月20日法律第47号）
制度の趣旨	工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。（法第1条）
届出手続き	<p>工場の新設・変更等を行う場合、以下の届出を立地する市町村に行う必要がある。</p> <p>(1) 対象業種（施行令第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業（物品の加工修理業を含む）、 ・電気供給業（水力、地熱発電所、太陽光発電施設を除く）、ガス供給業、熱供給業 ※ 日本標準産業分類による。 <p>(2) 対象工場（施行令第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 9,000㎡以上又は ・建築面積 3,000㎡以上の工場（特定工場） ※ 建築面積には生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）の面積を含む。 <p>(3) 届出不要の場合（変更時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕に伴い増加する生産施設面積の合計が 30㎡未満の場合 ・生産施設の撤去のみ行う場合 ・緑地・環境施設面積が増加する場合 ※ 緑地・環境施設面積の減少を伴う場合は届出が必要。 ・生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）を新增設する場合 ・代表者の氏名変更 ・市町村合併による住所の変更 <p>(4) 準則(守るべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産施設：敷地面積の30%～65%以下（業種による） ・緑地：敷地面積の20%以上 ・環境施設：敷地面積の25%以上（緑地を含む） うち、15%以上は敷地の周辺部に配置すること。 ※ 昭和49年6月28日以前から設置している工場については、緩和措置がある。 ※ 緑地・環境施設の基準については、市町村条例により緩和されている場合があります。 <p>(5) 届出様式（下記「HP上での情報提供」参照） 「企業誘致ガイド」→「工場立地法について」→「ダウンロード様式の一覧」</p> <p>(6) 提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は変更届：着工90日前まで（30日まで短縮可能） ・氏名等の変更又は承継等：速やかに <p>(7) 提出部数 1部</p> <p>(8) 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法 ・工場立地法施行令 ・工場立地法施行規則
HP上での情報提供	[徳島県のHP]→[事業者の方]→[徳島県企業誘致ガイド]→[立地を検討中の方へ]→[工場立地法の概要]
照会先	工場が立地する市町村、または徳島県商工労働観光部企業支援課 (TEL. 088-621-2306 FAX. 088-621-2853) E-mail kigyoushienka@pref.tokushima.jp

法令名	砂利採取法 (昭和43年5月30日法律第74号 改正 平成27年6月26日法律第50号)
制度の趣旨	この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。
規制等内容	<p>1 登録制度（法第3条以下）</p> <p>(1) 概要 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>(2) 事務手続 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない（法第4条）。</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名 ③ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名 ④ 第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類</p> <p>(3) 業務主任者 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならないとともに、砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない（法第14条）。</p> <p>2 認可制度（法第16条以下）</p> <p>(1) 概要 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の全部又は一部が河川区域等の区域にあるときは、河川管理者）の認可を受けなければならない（法第16条）。</p> <p>(2) 事務手続 認可を受けようとする砂利採取業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添付して、都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない（法第18条）。</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 登録の年月日及び登録番号 ③ 採取計画 上記採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない（法第17条）。</p> <p>① 砂利採取場の区域 ② 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間 ③ 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項 ④ 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ⑤ 以上のほか、経済産業省令、国土交通省令で定める次の事項 (ア) 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項（規則第2条）</p>
認可基準	都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又はその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない（法第19条）。
認可手続	<pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[総合県民局 東部県土整備局] B -- ②照会 --> C[市町村] C -- ③回答 --> B B -- ④通知 (認可、不認可) --> A </pre>
照会先	県土整備部 河川整備課 管理担当(088-621-2571, 2627)

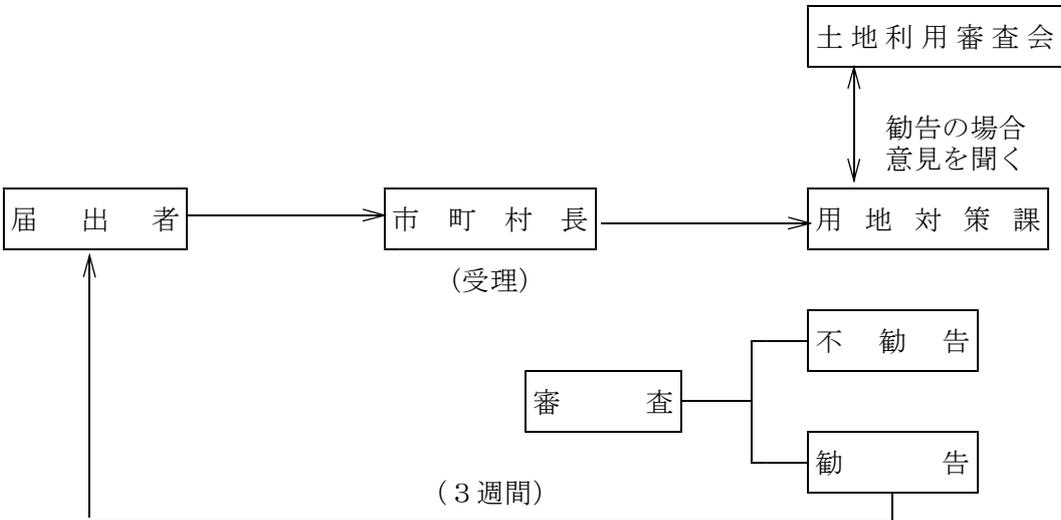
法令名	採石法 (昭和25年12月20日法律第291号 改正 平成27年6月26日法律第50号)
制度の趣旨	この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（法第1条）。
規制等内容	<p>1 登録制度（法第32条以下）</p> <p>(1) 概要 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（法第32条）。</p> <p>(2) 事務手続 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない（法第32条の2）。</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者の氏名 ③ 法人にあっては、その業務を行う役員の名 ④ 第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類</p> <p>(3) 業務管理者 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならないとともに、岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない（法第32条の12）。</p> <p>2 認可制度（法第33条以下）</p> <p>(1) 概要 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない（法第33条）。</p> <p>(2) 事務手続 認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない（法第33条の3）。</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 登録の年月日及び登録番号 ③ 採取計画 上記採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない（法第33条の2）。</p> <p>① 岩石採取場の区域 ② 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間 ③ 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項 ④ 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ⑤ 以上のほか、経済産業省令で定める次の事項（規則第8条の14）</p> <p>(ア) 岩石の賦存の状況 (イ) 採取をする岩石の用途 (ウ) 廃土又は廃石のたい積の方法</p>
認可基準	都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない（法第33条の4）。
認可手続	<pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[総合県民局 東部県土整備局] B -- ②照会 --> C[市町村] C -- ③回答 --> B B -- ④通知 (認可、不認可) --> A </pre>
照会先	県土整備部 河川整備課 管理担当(088-621-2571, 2627)

法令名	文化財保護法〔昭和25. 5. 30. 法律第214号 改正平成30. 6. 8. 法律第42号〕
制度の趣旨	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資する。
対象	(1) 有形文化財のうち、とくに建造物（文化財保護法第2条第1号） (2) 民俗文化財のうち、とくに家屋などの有形民俗文化財（同第3号） (3) 記念物（同第4号） (4) 文化的景観（同第5号） (5) 伝統的建造物群（同第6号） (6) 埋蔵文化財包蔵地
規制等の内容	<p>手続方法及び規制</p> <p>(1) 有形文化財関係</p> <p>ア 呼称 文化財保護法（以下 法）第27条の規定により指定したものを「重要文化財」と呼び、このうち特に価値の高いものを「国宝」と呼ぶ。（第27条第2項）</p> <p>イ 手続方法 重要文化財（国宝を含む。以下同じ）について、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けること。（法第43条）</p> <p>(2) 有形民俗文化財関係</p> <p>ア 呼称 法第78条の規定により指定したものを「重要有形民俗文化財」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 重要有形民俗文化財について、その現状を変更し、若しくはその現状に影響を及ぼす行為をしようとするときは、20日前までに文化庁長官に届け出ること。（法第81条）</p> <p>(3) 記念物関係</p> <p>ア 呼称 法第109条の規定により指定したものを「史跡名勝天然記念物」と呼び、このうち特に重要なものを「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物」と呼ぶ。（同第2項）</p> <p>イ 手続方法 国指定史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けること。（法第125条）</p> <p>(4) 文化的景観関係</p> <p>ア 呼称 法第134条の規定により、都道府県又は市町村が定める景観法に基づく景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、特に重要なものとして選定されたものを「重要文化的景観」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 (ア) 重要文化的景観の保存に関し、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。（法第137条） (イ) 重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、30日前までに文化庁長官に届け出ること。（法第139条）</p> <p>(5) 伝統的建造物群保存地区関係</p> <p>ア 呼称 法第142条の規定により市町村が定めた地区を「伝統的建造物群保存地区」と呼び、このうち我が国にとって特に価値の高いものとして国が選定したものを「重要伝統的建造物群保存地区」と呼ぶ。（法第144条）</p> <p>イ 手続方法 (ア) 伝統的建造物群保存地区の保存に関し、文化庁長官又は都道府県の長は、市町村に必要な指導又は助言をすることができる。（法第143条第5項） (イ) 地区の決定、若しくは取消し、又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は文化庁長官に報告しなければならない。（法第143条第4項）</p> <p>(6) 埋蔵文化財関係</p> <p>ア 呼称 (ア) 土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」という。 (イ) 貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地（一般的に遺跡という）として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。これらは貝塚、古墳等外形的に判断しうるもののほか、伝説、口伝、遺物の出土等によりその地域社会において認められているものをいい、これらの土地の多くは遺跡分布調査などにより、その所在が確認され、遺跡台帳（目録）遺跡地図等に登載されている。</p>

<p>規制等の内容</p>	<p>イ 手続方法</p> <p>(1) 土木工事その他埋蔵文化財調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって発掘に着手する60日前までに徳島県知事に届出ること。(法第93条) ・届出にあたっては地元市町村教育委員会とよく連絡協議すること。 <p>(2) 埋蔵文化財を発見した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺失物法が適用され、発見者は発見の日から7日以内に発見場所の所轄警察署長に差出すこと。(法第108条、遺失物法) ・出土品が多量もしくは重いものである場合、又は学術的な整理、研究の必要がある場合、警察署に「埋蔵文化財発見届」を提出し、これをもって現品差出しとしての便宜を受けることができる。(ときには別に「保管請証」の提出を求められることがある)(昭26通達) ・県において学術上の分類、整理などのための必要を認めた場合には、発見者はその負担と責任において学校、博物館、研究所など、又は適当な場所で一時保管することができる。この際「埋蔵文化財保管証」を知事へ提出する。(昭26通達) ・発掘によって埋蔵文化財を発見した場合のほか偶然に発見した場合も同じ扱いである。 ・届出にあたっては市町村教育委員会と連絡協議すること。
<p>許可等の基準</p>	<p>(1) 許可基準</p> <p>ア 現状変更等の行為が文化財の保存に著しく影響を及ぼさないものであること。</p> <p>イ 許可を与える場合は、その条件として当該行為に関し、必要な指示をすることができること。(法第43条第3項、第125条第3項)</p> <p>(2) 届出の取扱</p> <p>ア 調査等の発掘が、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、必要な事項を指示し、又は当該発掘を禁止、停止もしくは中止を命ずることができること。(法第92条)</p> <p>イ 遺跡の発見に係る届出があった場合において、その遺跡が重要かつ調査を必要な場合は、期間(3ヶ月以内)及び区域を定めて、土地所有者等に現状変更等の行為を停止又は、禁止することができる。(法第96条)</p>
<p>許可等の手続</p>	<p>(1) 許可の場合</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR A[行為者] --> B[申請] B --> C[市町村教育委員会] C --> D[徳島県] D --> E[文化庁] E --> F[許可] </pre> </div> <p>(2) 届出の場合 許可申請と同じ</p>
<p>照 会 先</p>	<p>県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課 (088-621-3161)</p>

法令名	文化財の保護に関する条例 〔 昭和32. 3. 29. 法律第23号 改正平成31. 3. 27. 条例第27号 〕
制度の趣旨	国指定以外の文化財で、県の区域内の存する文化財のうち、県にとって重要なものについて、保存・活用に必要な措置を講じ、県民の文化的向上に資する。
対象	有形文化財、有形民俗文化財及び記念物（文化財の保護に関する条例第2条）
規制等の内容	<p>手続方法及び規制</p> <p>(1) 有形文化財関係</p> <p>ア 呼 称 条例第8条の規定により指定したものを「県指定有形文化財」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定有形文化財について、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けること。（条例第18条）</p> <p>(2) 有形民俗文化財関係</p> <p>ア 呼 称 条例第30条の規定により指定したものを「県指定有形民俗文化財」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定有形民俗文化財について、その現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出ること。（条例第32条）</p> <p>(3) 記念物関係</p> <p>ア 呼 称 条例第35条の規定により指定したものを「県指定史跡名勝天然記念物」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事に許可を受けること。（条例第39条）</p>
許可等の基準	<p>(1) 許可基準 許可を与える場合は、その条件として当該行為に関し、必要な指示をすることができること。（条例第18条第3項、第32条第2項、第39条第3項）</p> <p>(2) 届出の取扱 許可を受けた者が条例第18条第3項の条件に従わなかった場合、知事は許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができること（条例第18条第4項、第39条第3項）</p>
許可等の手続	<p>(1) 許可の場合</p>  <pre> graph LR A[行為者 申請] --> B[市町村 教育委員会] B --> C[徳島県] C --> B B --> A </pre> <p>(2) 届出の場合 許可申請と同じ</p>
照会先	県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課（088-621-3162）

法令名	徳島県土地利用指導要綱（昭和48. 8. 1. 施行 改正 昭和49. 12. 24）
規制の趣旨	この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、県土の無秩序な開発を防止するとともに、県民の安全で良好な地域環境を確保し、もって県土の均衡ある発展を図ることを目的とする。（第1条）
開発行為の規制	<p>(1) 提出の条件（第3条第1項） 10,000㎡以上（市街化区域5,000㎡以上）の土地について開発行為をしようとする事業主は、開発行為に着手する前に工事施行計画等の資料を市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 適用除外（第3条第2項）</p> <p>① 国若しくは地方公共団体又は公共的団体で別に知事が定めるものが開発行為を行う場合 ② 国又は地方公共団体の助成を受けて開発行為を行う場合 ③ 非常災害のため、必要な応急措置として開発行為を行う場合</p>
開発行為承認の基準（第4条）	<p>(1) 道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(2) 排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(3) 水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(4) がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。</p> <p>(5) 当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、開発区域の周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(7) 事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p> <p>(8) 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p> <p>(9) 当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。</p>
開発承認までのフロー	
照会先	県土整備部用地対策課（088-621-2528）

法令名	国土利用計画法（事後届出関係） <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 昭和49. 6. 25 法律第92号 改正 平成29. 4. 26 法律第25号 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	昭和49. 6. 25 法律第92号 改正 平成29. 4. 26 法律第25号	}
{	昭和49. 6. 25 法律第92号 改正 平成29. 4. 26 法律第25号	}		
制度の趣旨	土地の投機的取引や地価の高騰を防ぎ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。			
規制等内容	<p>1 土地に関する権利の移転等の届出（法第23条）</p> <p>（1）届出対象 土地に関する所有権、地上権、賃借権等、又はこれらの取得を目的とする権利の移転又は設定であること。</p> <p>①上記の契約で次の面積規模の土地 市街化区域2,000㎡以上 市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上</p> <p>②適用除外例（一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事調停法による調停に基づく場合 ・土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示（都市計画法、その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む）に係る事業の用に供される土地 ・農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合。 ・当事者の一方又は双方が国等である場合。 <p>（2）届出期限 契約を締結した日から起算して二週間以内であること。</p>			
届出にかかる勧告の基準	<p>1 勧告（法第24条） 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。</p> <p>2 勧告した場合（法第25条～法第27条）</p> <p>（1）勧告に基づき構じた措置の報告（法第25条）</p> <p>（2）勧告に従わないときは、その旨及び内容を公表する。（法第26条）</p> <p>（3）勧告に従うときは、権利の処分についてあっせん等の措置を構ずる（法第27条）</p>			
届出手順	 <pre> graph TD A[届出者] --> B[市町村長 (受理)] B --> C[用地対策課] C <--> "勧告の場合 意見を聞く" D[土地利用審査会] C --> E[不勧告] C --> F[勧告] F --> A subgraph " (3週間) " B C E F end </pre>			
照会先	県土整備部用地対策課（088-621-2526）			